

志古津

過去からのメッセージ

Message From the past

HOKKAIDO
CHITOSE-CITY



<掲載史稿>

- サーモンパークと千歳サケのふるさと館 菊池 基弘
- 深刻な基地問題に直面した千歳の対応(一) 星野 一博
- 自治体警察・千歳町警察署 守屋 憲治





朝鮮動乱時の東雲町と清水町の空撮（昭和28年春撮影）
 中央に仲の橋（S23建）とその左に千歳栄光教会会堂（S26建・H13改築）が見える 千歳川左岸（清水町）の栈橋状のものはパンパンの洗濯場 写真上部の黒い大きな建物（航空廠第一寮（男子寮）＝第二清和寮／現・消防総合庁舎）の向かいの空き地に昭和28年千歳地区警察署（現・公共職業安定所）が、古川はその後埋め立てられ旧・市庁舎（現・総合福祉センター）が33年に、51年にはその右上部に現・市庁舎が建設された

表紙の写真・図

(小) 仲の橋と千歳栄光教会会堂・幼稚園園舎（昭和35年撮影）

千歳栄光教会会堂はオクラホマ州兵部隊の献金と設計協力によって昭和26年12月25日に完成し、初めてのクリスマス礼拝を行った（教会会堂＝H13改築）木橋・仲の橋の橋脚は今も千歳川に見ることができる

(大) 『千歳町市街案内図』一部
 発行所 千歳町本町1丁目1番地 千歳出版社（千歳新聞社）／発行人 西村辰雄／発行年月日 昭和31年1月1日 案内図は発行のスポンサーとなった51店舗の広告に囲まれている

※ 本文中「ママ」は、原文のまま引用したことを表している。

あとがき

自治体警察・千歳町警察署	
北海道警察誕生までの戦後千歳警察史	
……	
守屋 憲治	25
……	
星野 一博	9
……	
朝鮮戦争当時の米兵と特殊女性	
……	
薩摩パークと千歳サケのふるさと館	
千歳青少年教育財団設立三〇年に寄せて	
……	
菊池 基弘	1
……	
深刻な基地問題に直面した千歳の対応（一）	

志古津 第16号

目次

サーモンパークと千歳サケのふるさと館

千歳青少年教育財団設立三〇年に寄せて

菊池基弘

千歳サケのふるさと館 学芸員

はじめに

秋の訪れとともに北洋でたくましく成長したサケが、今年も千歳川に帰ってきました。千歳川に設置されたインディアン水車が次々とサケを捕獲する様子は、千歳の秋の風物詩として全国的にも高い知名度を誇っています。

平成十七年六月、このインディアン水車と隣接して、北海道八五番目の道の駅としてオープンしたのが、「道の駅・サーモンパーク千歳」です。敷地内には農産物直売所、レストラン、各種売店などが点在しています。この場所は最初から道の駅として整備されたもので



写真1 千歳サケのふるさと館 屋上の三角形のモニュメント（採光窓）は群泳するサケの背びれを表しています

はなく、道の駅認定以前は「千歳市サーモンパーク」、または愛称の「インディアン水車公園」と呼ばれていました。そしてその中核施設に位置付けられていたのは、現在の道の駅においてもセンターハウスの役割を担っているサケ科魚類を主体とした淡水魚水族館「千歳サケのふるさと館」です。わたし自身、千歳サケのふるさと館オープンの前年から、運営母体である「千歳青少年教育財団」のスタッフに加わり、今日までおよそ二〇年にわたり学芸員の一人としてふるさと館の業務に携わってきました。しかし、「サーモンパーク基本構想」策定の二年後に設立された千歳青少年教育財団の歴史は更に古く、今年で設立三〇年を迎えました。また、本年四月からは、公益財団法人としての認定も受け、三〇年の節目の年に新たな一歩を踏み出すこととなったのです。

この機に、千歳青少年教育財団の三〇年の長きにわたる歩みとともに、サーモンパークと千歳サケのふるさと館の歴史について振り返ってみたいと思います。

サーモンパーク計画の始まり

昭和四十五年頃、日本の漁業を取り巻く国際環境は、大きな変化に見舞われていました。二〇〇海里専管水域問題、海で成長し産卵のため海から川へ遡る遡河性魚類の母川国主義、北洋漁業の規制強化などといった水産資源に関わる問題がクローズアップされ、捕る漁業から育てる漁業への転換が始まり、さけます人工孵化放流事業に新たな期待と注目が寄せられるようになってきました。

一方、ほぼ時を同じくして、全国的な観光ブームが巻き起こりました。千歳空港と支笏洞爺国立公園を併せ持つ千歳市も例外ではなく、中でもインディアン水車によるサケの捕獲は、全国的にも人気を博し、秋になると

サケの遡上と水車による捕獲の様子を見ようと、多くの観光客が千歳川に集まるようになっていたようです。その数は年々増加する傾向にあり、千歳市としても周辺整備の必要に迫られてきました。

このような時代の流れの中で昭和五十四年、千歳市における観光開発や、千歳川周辺の都市整備などを目的としたサーモンパーク計画が議会で提起され、翌五十五年には千歳市サーモンパーク基本構想が策定され、計画実現に向けた歩みが始まったのです。

千歳とサケの関わり

ここで、なぜ千歳にサケをテーマとしたサーモンパークだったのか、その原点ともいえるサケと千歳との深い関わりについて少しひもといってみましょう。

今日でも多くのサケが遡上する千歳川は、このところ四年連続で環境省が定める湖沼水質ランキング日本一に輝く支笏湖を源としている一級河川です。支笏湖から千歳市街地へと至る流域は豊富な湧水をもたらす樹林帯に覆われ、サケをはじめとする多くの生き物を育んでいます。流域には川の恵みを求めて形成された数多くの遺跡やアイヌ文化の営みが息づき、サケが遡上する千歳川に生活の糧を求めて、遙か昔から人々が集まり住んだことを示しています。

また、北海道庁の初代水産課長となる伊藤一隆が明治二十一年に孵化場を建設し、日本における官営のさけます人工孵化放流事業発祥の地となったのも千歳川です。サーモンパーク構想の発端となったインディアン水車は、伊藤が紹介したアメリカオレゴン州のボンネビル川で使用していた設備を参考に作られたもので、孵化場建設から八年後の二十九年、捕魚車の名前で、日本では千歳川で初めて使用されました。以来一〇〇年を越えた

現在においても、多少形を変えてこそすれ、ほとんど原型の姿のまま、千歳川を遡上するサケの群れとともに、その歴史を受け継ぎ存在し続けています。

さらに近年では、サケは空港建設とも関わった歴史をもっています。大正十五年八月、苗穂（札幌）・千歳・沼ノ端（苫小牧）を結ぶ北海道鉄道札幌線が開通した際、記念に小樽新聞社が、その頃、東洋一とも称された孵化場（国費北海道水産試験場千歳支場）での読者観楓会を企画しました。この観楓会参加者の千歳駅到着に合わせ、歓迎飛行を計画していた新聞社の飛行機を間近に見たいと、千歳村民が力を合わせて着陸場を造ったのです。ここに着陸したのが「北海」一号機であり、造成された着陸場が空港の礎となり、時を経て現在の新千歳空港へと発展していったのです。

このように、千歳市はまさに千歳川とともに、そしてサケとともに歴史を重ねてきた街であり、だからこそそのサーモンパーク構想だったのです。

千歳青少年教育財団の設立

話しをサーモンパークの建設に戻しましょう。「千歳市サーモンパーク基本構想」が策定されたことにより、いよいよ関係機関への協力要請が始まりました。サーモンパーク計画においては当初から、中核的建造物となるパビリオン（現・千歳サケのふるさと館）の建設が予定されていました。

そのパビリオンの運営に当たっては、社会教育的な性格を持つ公益法人が適任との判断から、昭和五十七年三月十二日、北海道教育委員会の認可を受けて財団法人千歳青少年教育財団が設立されました。この財団の設立によって、サーモンパーク事業は観光、都市形成の期待とともに、社会教育を目的とする事業として位置付けられたともいえます。また、この後、サーモンパークの公園整備と用地の取得については千歳市、パビリオン等の

建設については千歳青少年教育財団の事業として、分担することとなりました。

しかし、用地の確保をはじめとする構想の具体化に当たっては、最初から多くの難関が立ちはだかつていました。サーモンパークの予定地では、既に北海道開発局による千歳川改修計画が持ち上がっていました。サーモンパークでは千歳川を遡上するサケの群れを窓越しに見ることができ、「水中観察室」を、国の河川改修に併せて整備したいと考えていました。しかし、一級河川の護岸に空間を設け、川の中を観察できるようにした施設など、日本中見回しても前例がなかったのです。

また、当時は水産庁が管轄していたさけます増殖事業計画との調整も重要課題の一つであり、サケの捕獲を行うインディアン水車とサーモンパークの位置関係は、まさに構想の生命線ともいえるものでした。

こうした関係機関との様々な調整を行い、諸問題が解決され、「千歳市サーモンパーク基本計画」推進の基本的合意が成立したのは、基本構想策定から七年後の、昭和六十二年のことでした。

千歳サケのふるさと館開館に向けて

関係機関との合意形成が為されたことよって、計画は実現に向けて着実に進み始めます。河川敷地や水産庁管理用地との整理が進む中、サーモンパーク構想に沿って、まずは昭和六十三年に北海道開発局による千歳川の河川改修工事が始まり、平成二年には千歳川低水位護岸の建設に着手、伏流水の浸み出しなどに工事は難航しましたが、翌三年には世界初となる河川護岸を利用した水中観察室が完成しました。その一方で、同年には社会情勢の変化を踏まえ、サーモンパーク計画とパビリオン設計の見直しが図られました。

平成四年には公園建設工事が着工され、六年のオープンを目指し、インディアン水車を観覧できる人道橋（現・インディアン水車橋）の建設や、河川敷地、駐車場、公園広場などの整備が、急ピッチで進められていきました。五年には、ついにパビリオン本館の建設工事が着工されるとともに、当時ヒメマスの養殖を行っていた泉沢ヒメマス養魚場の隣に、パビリオンに展示する魚類を育成する予備施設として、泉沢飼育棟が完成しました。



写真2 完成間近の千歳川水中観察室 支笏湖落口から約30km、石狩川河口から約70kmの地点

パビリオンオープンの前年となる平成五年、新たな財団スタッフも次々に採用され、運営体制も少しずつ整ってきました。当時はまだパビリオンが完成していなかったこともあり、財団事務所は仮住まいとして、千歳市青少年会館の二階に設けられていました。わたしが飼育係として勤務を始めたのもこの年からでした。

冷房の全く効かない夏の事務所の暑さは、今でも鮮明に覚えています。しかし実際には、飼育スタッフは事務所にいることはあまりなく、泉沢飼育棟に詰めていることが多かったように思います。飼育棟にはパビリオン

の完成を前に、展示予定の生物が次々と運び込まれていました。全ての水槽を満たせる種類と数の生物を収集することはもちろん、それらの生物をオープンまできっちりとかかしておかなければなりません。飼育魚類の大半はサケの仲間で、それまで飼育経験などほとんどなかったため、泉沢養魚場でのヒメマス飼育技術も参考にしながら、少しずつノウハウを身につけていきました。あまりに忙しかったためか、正直なところどんな順番で魚が搬入されたのかといった記憶は曖昧になっていますが、唯一搬入時の記憶がはっきりしているのは、岩手県釜石市から搬入された体長一メートルを超える大きなシロチョウザメです。この時、生まれて初めて新聞社の取材を受け、チョウザメと一緒に記事として掲載されました。

余談ですが、当時搬入したシロチョウザメ七匹のうち、最後の一匹となったメスは、昨年十二月、二三歳まで生存していました。二〇歳の記念に、当館の魚類としてはただ一匹「ハクちゃん」という愛称までもらい、思いも多かった個体だけに残念でした。

パピリオン建設工事から一年後の平成六年八月、オープン予定日を一月後に控え、建物が完成しました。この頃から新聞記事などでは、「パピリオン」ではなく、「千歳サケのふるさと館」の名前が見受けられるようになってきました。

北海道では既に「サケ」をテーマとした水族館として、札幌市豊平川さけ科学館と標津サーモン科学館が開館していました。先輩館が「〇〇科学館」を名乗る中、千歳サケのふるさと館という少々異彩を放つネーミングは、一般公募によって選ばれたものです。今日では、常連の皆さまからは「サケふる」という短縮名でも親しまれ、サケと関わりの深い、千歳らしい名前ともいえますが、館内に入って大きな水槽を目にされたお客様から、歓声とともに未だ時々聞こえてくる「わぁー、水族館みたい」の一言は、

名前から受ける印象と無関係ではないような気がします。

建物の完成に喜ぶ間もなく、怒濤のオープン準備が始まりました。まずは青少年会館に間借りしていた財団事務所の引っ越しが八月十九日から始まり、二十二日には泉沢飼育棟からの生物の移動も始まりました。しかし、直前に迫ったオープン予定日に焦る気持ちとは裏腹に、頻出する機械トラブルや展示生物の搬入遅れなど、次々と新たな問題が起り、準備の進行は決して順調とはいえませんでした。しかし、それら諸問題を多くの方の協力で乗り切り、平成六年九月十日、千歳市サーモンパークの中核施設となるサケ科魚類を中心とした淡水魚水族館・千歳サケのふるさと館は、ついにその産声を上げることができたのです。サーモンパーク構想策定から、実に一四年が経過して

オープン当初のふるさと館

オープン初日、開館前には既に行列ができ、待ちかねた多くのお客様がテープカットのセレモニーとともに、館内になだれ込むような状況でした。最初の二日間の入館者数は一万人を超え、九月十八日には当館の一日あたりの最高入場者数となっている六二三人を記録しました。九月二十八日には、早くも入館者数五万人を突破、そしてサケ



写真3 千歳サケのふるさと館オープン オープン初日は土曜日ということもあって長い行列ができました

の遡上が本格化している十月二十日、オープン以来四〇日目で入館者数一〇万人を達成するという勢いでした。

当時の千歳サケのふるさと館は、淡水生物を中心とした水族館としては、全国でも最大級を誇っていました。幅一二メートル、深さ五メートル、総水量二六六トンの大水槽は、淡水の水槽としては日本一の大きさで、巨大な水槽があまりなかった北海道の水族館としては、目新しいものでした。館内では、支笏湖から千歳川、石狩川、そして日本海へとつながる流れを再現した溪流水槽や、サケ科魚類の稚魚などを展示するコーナーなど、大小合わせ二〇基ほどの水槽で、約五〇種類の生物を展示していました。

単に水槽を泳ぐ魚を見るだけでなく、サケの稚魚が音楽に合わせて泳ぐ向きを変える・ダンス水槽、来館者がスイッチを押すとロボットが水槽の魚たちにエサをやる・エサまきロボットしまくん、魚やザリガニなどどふれあえる・タッチプールなど様々な工夫を凝らした水槽も人気でした。水槽以外でも、三つの映像を連動させる三面マルチ映像技術を導入し幅九メートルの大画面でサケの一生を解説する・サーモンムービー、コンピューターを使っての対戦式クイズゲーム・サーモンQ&A、二階には研修室や図書館レストランも備えていました。

いずれも当時としては斬新な展示であり、これらの設備の中には、現在も修理しながら使用しているものもあれば、既に撤去され別の展示に形を変えているものもあります。中でも当時から一番変わったのは、展示生物の多様さかもしれません。

現在のふるさと館では、展示水槽は開館当時の三倍となる六〇基ほどに増えました。魚類のみならず、サンショウウオなどの両生類や、ザリガニなどの甲殻類、水生昆虫や水鳥のカイツブリなども仲間入りし、展示生物は開館当時の二倍以上の二二〇種類、七千点にまで増加しています。しか

し、その規模ですら、海水魚を主とする水族館に比べると、種類数も水量も決して大きいといえるものではありません。

現在よりさらに規模の小さかった開館当時の千歳サケのふるさと館が、多くの来館者を集めるほどに、広く注目を浴びたのはなぜだったのでしょうか。一つは、館の看板にもなっているサケという魚が、川の魚としては魚体が大きく、遠く北洋海域まで旅をして、産卵のために命をかけ、自分が生まれた川に戻る母川回帰という生態を持つ魅力的な魚だったからなのではないかと思えます。そしてもう一つは、秋になるとそのサケが群れをなして遡上する様子が観察できる「千歳川水中観察室」にあつたといえるのではないのでしょうか。世界初ともいえるこの水中観察室は、今日においても当館の最大の見所となっています。

千歳川水中観察室の貴重な記録

千歳川水中観察室は千歳川の護岸の一部で、石狩川河口から約七〇^キ上流の千歳川左岸に位置しています。水中に設けられた縦一メートル、横二メートルのアクリル製観察窓からは、囲いもなく、給餌もせず、開館時間中に日没を迎える冬季以外は照明もしない、人の手が加わるのは窓掃除のみという、ありのままの川の中の様子を観察することができます。魚道ではなく、川そのものに設置されたこのような水中観察施設は、世界でも他に例を見ないものです。

当然ですが、水中観察室を利用すれば水中に潜ることなく、魚類をはじめとする水生生物の観察、調査を手軽に行うことができます。千歳サケのふるさと館ではこの利点を活用し、千歳川における館周辺の魚類相調査の一環として、平成七年五月からはほぼ毎日、観察された魚種とその数を記録し続けています。これほど長期にわたる水中観察の記録は、潜水の必要が

ない水中観察室によって初めて可能となったものと思われ、水生生物の生態に関わる知見を得るというだけでなく、河川生態系のモニタリングにおいても、重要な役割を果たすと考えています。

観察記録においては開館以来、平成二十四年七月までに魚類だけでも三九種類が確認されています。その中には、希少種であるイトウの出現や、海水魚のメナダが、河川を七〇^キも遡ったという恐らく日本で初めての観察記録、また千歳川で五〇年近く確認されなくなっていたアユの再発見など、水中観察室なくしては得られなかったと思われる貴重な記録が多数含まれています。もちろん、魚類以外にも、水生昆虫や貝類、甲殻類、鳥類から哺乳類にいたるまで、水中観察室からは実に多様な生物が観察され、季節に応じた生き物たちの様々な営みを目にする事ができます。

春、川の中はこれから大航海へ旅立つとうとするサケ稚魚の群れでにぎわい始めます。彼らが海へ旅立つ頃には、入れ替わるようにサクラマスやカワツメが海から遡上してきます。赤い婚姻色を身にまとい、川底を埋め尽くすほどの大群で産卵するウグイたちで華やく夏は、ヌマガレイやミンクなど、多くの珍客が姿を見せる季節でもあります。そして秋、ついに主役のサケの登場です。六〇^キほどもある大きな魚体が群れ泳ぐ姿は、他の川魚にはない圧倒的な迫力を持っています。

陸上が雪に閉ざされる冬、観察窓の前ではサケの自然産卵が始まり、その卵を狙って潜水する水鳥の姿も見られます。従来水面でエサを採り潜水しないと考えられていたマガモが、サケの産卵を狙って潜水する姿を確認できたのも水中観察室の成果の一つです。目の前で展開するこうした四季折々の川の変化と、そこに生息する生物たちの営みは、その多くが、水槽展示では再現困難なものであり、川そのものだからこそその圧倒的な迫力と規模で私たちに感動を与え、いつまで見ても見飽きることはありません。

ん。

しかし、水中観察室を通して得られるものは、決して好ましい情報ばかりではありません。空き缶や空き瓶など、流れてくるゴミの多さは想像以上のものでした。ビニールの買い物袋を目にする頻度が減ったのは、近年のエコバッグ利用増加による予想外の効果の一つです。また、平成十六年九月に上陸した台風18号によって、千歳川上流域や支笏湖周辺の木々がなぎ倒されて以来、窓から見る川の透明度が明らかに落ち、川底にも細かな泥状のものが多く堆積するようになり、ウグイの産卵などにも影響を与えています。希少な魚が近年、姿を見せなくなってきたというデータもあれば、開館当初はほとんど見られなかった外来生物の出現頻度が明らかに増加したりといった情報も得られています。

清澄な水をたたえ、変わらず美しく流れ続けている千歳川に見えますが、少しずつ環境の悪化が進行しつつあるように思えます。こうした状況の変化は、間もなくオープンから二〇年が経とうとしている千歳サケのふるさと館についてもいうことができます。

千歳サケのふるさと館とサーモンパークのこれから

順風満帆に見えた千歳サケのふるさと館のオープンを迎えたが、順調に伸びていた入館者数は平成九年度の二七万六八四六人を頂点に、徐々に減少し始めます。その後、いくつもの大きな転機に見舞われることとなります。千歳サケのふるさと館二階のレストランが撤退してしまったのもこの頃でした。十三年度には、その頃入館者数が増加しつつあった台湾からの来館を狙い、毎年十二月一日から一カ月半ほど設けていた冬季の整備休館を、二週間ほどに短縮しました。そして、千歳市民に向けて通常料金よりも安価に、購入年度中何度でも入館可能な「サーモンズ・カード」が発行され

ました。

平成十七年には、千歳サケのふるさと館周辺の賑わい創出につながればと、サーモンパークが道の駅に認定され、公園部分に店舗等もできましたが、期待したほどの効果は見られませんでした。

展示内容にも様々に工夫を凝らし、変化を持たせてきました。サケの成長ステージによって季節毎に変化する常設展示のほか、毎年夏には大規模な企画展も開催してきました。飼育研究の面でも、平成二十一年十二月には困難とされている淡水飼育でのシロザケの成熟に世界で二番目に成功しました。また、当館と北海道大学水産学部、美深チヨウザメ館の三機関が共同で行っているチ

ヨウザメ類の繁殖研究では二十三年六月北海道初となるシロチヨウザメとアムールチヨウザメ両種の人工孵化にも成功しました。また、日本唯一のシシャモの飼育にも挑戦中であり、今年も飼育日数の記録を大きく塗り替えています。

展示だけでなく、イベントや体験学習プログラムにも力を



写真4 水中観察室から見たサケの群れ 観察室にある7個の窓は、ひとつが縦1m横2mと大きい

入れています。サケの採卵実習やサケ稚魚の放流体験のほか、サケ皮を用いたクラフト作り、アイヌ民族のサケ漁と解体、サケ鍋作りと試食など、サケの生物学的な側面のみならず、文化、経済などサケが持つ多面的な要素を伝えられるように構成された特色ある学習プログラムは、全国の水族館の中でも高い評価を得られるようになりました。こうした、様々な取り組みを行っては来ましたが、入館者数の減少に歯止めはかかりませんでした。

しかし、光明も見えてきました。現在、道の駅・サーモンパーク千歳のリニューアルが、進められつつあります。当館としても、この機を逃す手はありません。新たな魅力作りに結びつけ、多くの皆さまに喜んでいただける水族館にしていきたいと思っています。そして、森と海の命をつなぐサケのふるさと千歳川に窓を持った水族館として、今後も生き物たちの魅力を伝えるとともに、河川環境やそこに棲む生物の保全に力を注ぎたいと考えています。

参考資料

千歳青少年教育財団『千歳青少年教育財団20周年記念誌』 平成十五年／『千

歳サケのふるさと館10周年記念誌』 平成十七年

参考資料 水中観察室の窓から見た生き物たち



写真5 水中観察室に夏の到来を告げるウグイ属の産卵 何千というウグイが群れる様子は秋のサケ遡上に次ぐ迫力です



写真6 平成23年10月17日に幻の魚イトウが登場 平成6年9月の開館以来、イトウの姿が確認できたのはこの時の1匹のみとなっています



写真7 多くの渡り鳥がやってくる冬 水中観察室でも水中のエサを求め潜水する鳥たちの姿を目にすることができます 写真は顔に白斑があるホオジロガモのオス



写真8 水中観察室に登場する唯一の哺乳類 アメリカミンク 泳ぎが得意な彼らは素早い動きでエサの魚を捕らえています

深刻な基地問題に直面した千歳の対応（二）

朝鮮戦争当時の米兵と特殊女性

星 野 一 博

千 歳 市 富 丘

はじめに

昭和二十五年六月に朝鮮戦争が勃発、十一月には中共軍が介入する。年が明けて四月、北海道千歳町には当時の市街地人口を上回ると言われた米陸軍一個師団の大部隊が駐留する。これを目当てに全国から基地業者やパンパンと呼ばれる「特殊女性」などが殺到し、町は瞬く間に膨張し市街地は歓楽街と化し犯罪や売春、麻薬等のいわゆる基地問題が顕在化する。対策を迫られた町当局は特殊女性の売春問題に的を絞って「特殊貸間業等に関する特別措置条例（特殊貸間条例）」なる条例案を立案して町議会に上程する。

特殊貸間条例は当時「ハウス」と呼ばれた売春宿の業者とそこに起居する特殊女性を町役場に届けさせ女性の検診を含め、その管理を行政が担うというものであった。これが知れ渡ると多方面から人権無視、公娼谷認などと批判が高まり、条例の制定は頓挫する。

本論では、他に例を見ない問題条例と非難を受けた特殊貸間条例が何故立案されたのか、その立案の背景と真の目的について探求する。他方、この条例の廃案に代わるものとして行政主導で立ち上げたのが「千歳町自粛振興会」なる団体である。この組織には基地業者のみならず町の名士と言われた有力者が多数役員に名を連ね、行政もその運営に携わるといった町を挙げての組織であった。

千歳町自粛振興会の結成には東京の民間人が決定的な役割を果たしたのであるが、この人物は問題のある組織と関係していた事実とともに結成までの経緯を記述することにより会の持つ性格を明らかにする。

本論は特殊貸間条例（案）と千歳町自粛振興会、この二つの研究結果について記述を進めて行く。最後に当時の行政の打ち出した政策の評価を試みるとともに、売春防止法の成立と千歳町の関係、さらに米軍の撤退と町政の動きにも言及して、朝鮮戦争と駐留米軍に翻弄された小規模自治体の一断面を明らかにしたい。

当時の千歳町はどのような状況であったのかを説明しておきたい。

昭和二十八年七月に北海道衛生部から発行された『千歳町を中心とする保健衛生上の諸問題について、実態とその対策』の冒頭に次の記述がある。

千歳町とはどんな所か

- 1 千歳町の市街地は駐留米軍基地、保安隊基地を要する大消費地である。
- 2 千歳町の中には広大な演習地や空港があり国立公園の一部である支笏湖もある特殊な町である。
- 3 千歳町の市街地は都市計画に基く区画整理は略行されているが、人口が急激に増加し雑然と急造した家屋が立ち並んでいる又人口移動による浮動人口も極めて多い街である。
- 4 千歳町の市街地は目下のところ基地を対象とした映画館、料理店、カフェー、キャバレー、露店其の他の娯楽施設の氾濫する街である。
- 5 千歳町の市街地は飲料水（井水）が悪く、塵芥、屎尿の処理も充分行われず、飲食物も注意を要するものが少なくなく、極めて危険な伝染病の突発を想像させる時限爆弾をかかへた地点とも云へる。
- 6 千歳町の市街地は麻薬、覚せい剤が氾濫し、廃人を製造する果窟であるとさえいへる。

7 千歳町の市街地は特殊婦人が横行し、各種の性病を包蔵し、蔓延する地帯であるともいふことが出来る。

8 千歳町は一大国際都市であつて、その連なるところが大きいので、一般の町村とは行政的に異なる町である。

千歳町の性格は前述のように表現しよう。

市街地は、国鉄（現・JR）線、第一基地引込線（現・国道36号）、北信濃（現・北栄）の坂に囲まれ、西側は緑町と春日町までの狭い地域であつた。

混乱の時期から約六〇年を経た現在の千歳の様子を平成二十四年版『要覧ちとせ』にみると人口は北海道一〇位・約九万四千人、なお増加を続け北海道の空の玄関として、また全国一の自衛隊の街として発展を続けている。さらに内陸型工業都市として加工組立型産業が集積し、工業製品出荷額が北海道で五番目というあまり知られていない一面もある。先述の報告書にある水道は環境省「名水百選」を主水源とし、下水道の普及率は九八割と道内のトップクラスとなっている。

支笏湖をはじめとする観光のほか、空港、自衛隊駐屯地・基地、工業団地とバランスの取れた街づくりは、米軍撤退後における「消費都市から生産都市への脱却」を目指した千歳市の努力の賜物であろう。

特殊貸借業等に関する特別措置条例（案）

米軍の進駐と町の事態 札幌の南約四〇キロに位置する千歳市、この街と基地との関係は昭和十四年に日本海軍が航空基地を置いたことに始まる。『新千歳市史』によればもともと火山灰地で農耕に適したとはいえない土地であつたことから、当時の村の指導者達が飛行場の誘致に村の発展をかけた陸軍飛行隊の誘致に動いたが、海軍が米国艦隊邀撃の観点から航空隊を設置したものであつた。十六年には海軍航空工廠十歳分工場（後に航空廠本廠）も置かれ、終戦時には四

本の滑走路を有する大規模な航空基地であつた。

敗戦によつて海軍は解体、一万七千人を数えた人口も一万人に激減し活気は失せ火の消えたような町になつた。

しかし、静寂を感じる間もなく、昭和二十年九月には海軍第一航空基地（現・空自千歳）は米陸軍の接収を受け、十月に第五航空軍の一部が進駐、翌二十一年になると第一空挺師団数千人が駐留し、米軍の北海道占領の中核的基地となつた。二十四年には空挺師団に代わつて第七歩兵師団（七千人規模といわれる）が駐留した。

この米軍の本格的な進駐に際し婦女子を守るとの名目で各地に設置された特殊慰安施設協会（R A A Recreation and Amusement Association）は札幌と小樽には慰安所を設置したが千歳には置かれなかつた。

千歳の市街地は湿地や空き地の多い佇まいで赤線地区のような特殊飲食店街（特飲街）も存在しなかつた。駐留軍要員等の増加で町全体の人口は増加し商店街も拡大したが、朝鮮戦争以前は基地問題、風紀問題といわれるものは『千歳市史（『市史』）』を見る限り記録されていない。

当時の米軍基地司令官は公用以外に将兵の日本側施設への立ち入りを厳禁し、また街に米軍兵士の立ち入るバー、キャバレーの類も許可されていなかつたといわれ、比較的落ち着いた基地の町であつたようである。

昭和二十五年六月、朝鮮戦争の勃発で千歳に駐留していた第七歩兵師団は朝鮮に送られ、代わつて米本土からオクラホマ州兵から成る第四五歩兵師団の進駐が発表されて翌年五月に到着した。その数一万五千人といわれ、当時の市街地人口二万二千人を上回る規模であつた。既存の第一基地内に収容しきれず西側隣接地にキャンプ・ストロングを増設、第二基地（現・陸自東千歳）にもハットメント（カマボコ兵舎）を多数急造した。

オクラホマ州兵の千歳進駐が発表されると、米兵相手の商売を目論む基地間

連業者や特殊女性が全国から殺到した。その多くは九州、関西、関東方面からの転入者であったといわれ、それらの者が飲食店やビアホールあるいはハウスと呼ばれる商売を目指し空前の建築ブッシュをもたらした。昭和二十六年五月から翌年八月までの新築件数約一〇〇軒、二十五年の人口約二万、戸数三三〇〇戸の千歳町が二年足らずの二十七年には人口三万三千、戸数五〇〇〇戸の規模に膨れあがり街の景観も一変した。税収も二十五年度の二千四百万から二十八年度六千八百万と二・八倍に増加している。この間の建築・消費ブームは特需景気を地元では「オクラホマブーム」と呼んで今でも語り草になっている。

これらの人々がなぜ短期間の間に千歳町に押し寄せたのであろうか。考えられるのは、朝鮮戦争の勃発で在日米陸軍の全師団が朝鮮戦線に送られ、既存の基地周辺では一時的にせよ閑古鳥が鳴く状態になったこと、また、基地関連業者にとって新たな商売の開拓先としてしがらみのない遠隔地であったことが千歳を目指した一因と思われる。

この建築ブームで問題であったのは、いわゆる「ハウス」とよばれた売春宿ともいっていい家屋が一般の住宅と混在して建てられたことである。前述

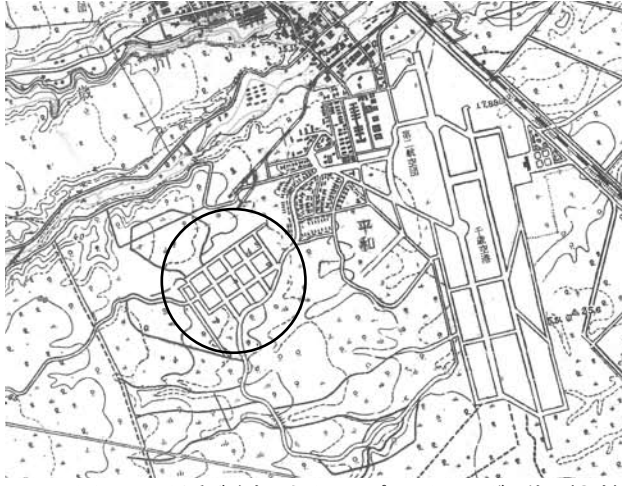


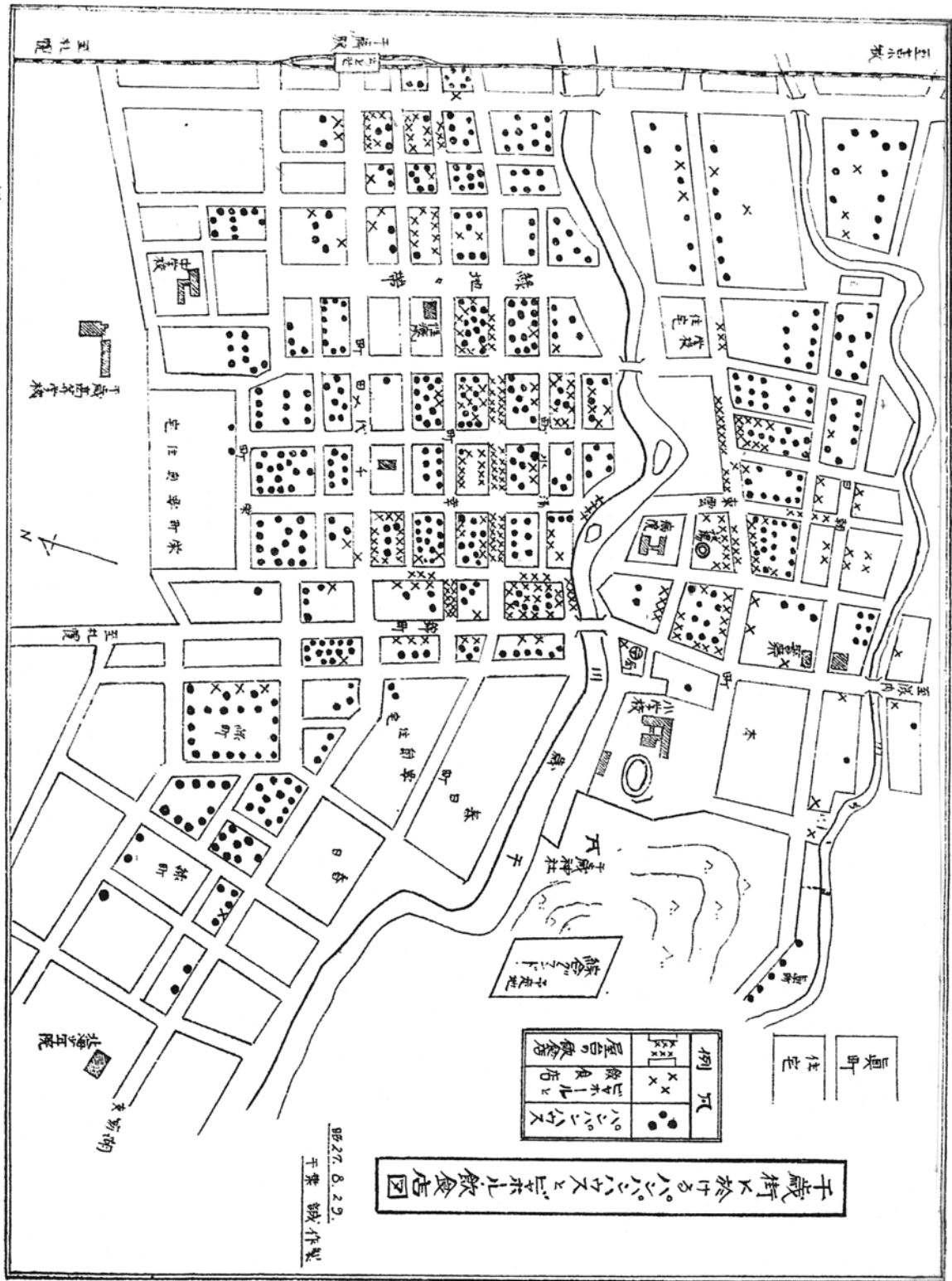
図1 オクラホマ州兵が駐屯したキャンプ・ストロングの位置(○内) 昭和39年8月発行『千歳市管内図』の一部

したように、市街地には特飲街地域もなく表通りを除けば空き地の多い状況であった。容易に新築が可能で地主も喜んで土地を売るなり貸すなりしたであろうことから雨後の竹の子のように住宅とハウスが広がってしまった。ハウスは住宅地のみならず神社仏閣や学校の周辺にまで建てられて、昼間から米兵や二千人とも三千人ともいわれた特殊女性が街を徘徊し、教育関係者が目をそむけるような事態を引き起こした。

表通りと周辺ではビアホール、キャバレー、米兵相手のスーベニア・ショップなどの原色を使った英語の看板が氾濫し、スピーカーからは客を呼ぶ卑下た英語の宣伝放送が昼間から流れ、市街地全域が歓楽街と化してしまったといえる。後述する風俗研究家の中村三郎をして「全国に例を見ない嘆かわしいすがた(1(巻末資料番号に符合))」と言わしめる程であった。

この無秩序な乱開発に行政は何らかの規制措置を講ずることは出来なかったであろうか、たとえば教育施設や住宅地での建築規制等である。しかし、当時の市街地と呼ばれた一キロ四方程の中心部は、畑や空き地の目立つ上下水道も引かれていない状態で計画的な街づくりを進める以前の段階であった。そこに一年間で一千戸もの新築ブーム、しかも、その多くを占めたハウスも表向きは下宿やアパートとして短期間に建てられたから、先手を打ってこれらを規制する施策をとれなかったとしても非難するのは酷といわざるを得ない。行政はもっぱら急増する児童・生徒の対策に追われた。たとえば千歳小学校の児童数が昭和二十六年三月の二二〇〇人から一年半後には二倍の二二〇〇余人に増加していて、その対応に手一杯であったと思われる。

昭和二十七年は保安隊の駐屯も決まり隊舎の建設も始まった(現・陸自北千歳)。町全体が建築ブーム、消費ブームの好景気に沸いていて、住民の側からも建築規制や特殊女性の規制を求める請願等の記録も残されていないところを見ると、千歳町全体で特需景気を謳歌していて街の浄化に取り組む状況には



図表一四

図2 「千歳街に於けるパンパンハウスとピアノホール・飲食店図」昭和27年8月29日 千歳小・千歳 誠作製 『軍部と歓楽の北の街トセ』より

なかったであろう。

米軍の駐留がもたらした空前の経済的な繁栄とは裏腹に深刻な基地問題が顕在化したのは当然の成り行きであった。犯罪の増加、麻薬汚染、青少年の非行、性病の蔓延等が問題化した。

厚化粧の特殊女性と米兵、けばけばしい横文字看板の氾濫、窓にゆれるピンクのカーテン、これらを描写して作家の火野葦平が『北海道新聞（『道新』）』に連載した「活火山」において「ここは西部の町、すべて植民地風」と書いたが、秩序を失って混乱する町の態様に各方面から批判が高まった。

昭和二十七年に入るとまず、北海道の有力紙である『道新』と『北海タイムス（『タイムス』）』が批判記事を載せるようになった。たとえば『道新』は「童心蝕む歓楽の町チトセ」（二月四日付）／「町全体が赤線地区」（十月三十一日付）、『タイムス』は「麻薬とドル買いの町チトセ」（十月十八日）などの見出しをつけて報道している。中央の月刊誌も相次いで千歳の実態を取り上げた。『改造』七月号には評論家の神崎清が「踏査報告 北のチトセ」を発表、『婦人公論』十一月号には北海道地方厚生委員の山下愛子による「ルポルタージュ 千歳」が、『新潮』十一月号にも作家平林たい子の「千歳日記」が掲載された。いずれもチトセの街の実態を暴きだし鋭く批判している。

これらの報道や記事を通し、常軌を逸した千歳町の街の姿が北海道内はもとより全国に知れ渡ることとなった。当然町政の幹部もこれらの批判記事を眼にしたことであろうが、何らかの目に見える効果的な対策を採った記録は残されていない。なぜであろうか、その理由を以下に考察する。

まず当時、東雲町二丁目にあった千歳町役場の陣容である。町長以下、助役収入役の下に、総務、税務、教育民生、産業、土木、それに出納の六課体制で人員も五〇人程度であり、基地対策専任の部署は置かれていなかった（ほかに千歳町警察署、千歳町消防本部があった）。この陣容では急激に膨張する市街

地の対策に追われ風紀問題に手が廻らなかつたとしても不思議でない。

一方、千歳町議会を見ると、昭和二十六年の地方選挙で町長は再選され、町議会議員は二十六人が当選している。町長は土木会社と映画館の経営者、町議会の議長と副議長は酒類販売等の商業者が就いた。議員もその三分の一が飲食店やビアホール等の経営者といわれ、残りの議員も米兵による特需景気の恩恵を受けていた人が多かつたとされる。また、市街地住民もその大部分が基地関連の職業に就いていた（昭和二十八年六月二十一日付『毎日新聞（『毎日』）』）。

千歳小学校で昭和二十七年七月の在校児童一九五〇人の保護者の職業を調べた結果では、千歳らしい職業といわれた駐留軍要員をはじめ、飲食店・商店・屋台・露店の店主、さらに大工、運搬業、日雇、リンタクのほか、貸間業を含む無職の親を持つ児童が八〇割を占め基地経済への依存が歴然としており昭和二十七年第二回日教組全国教育研究大会資料『軍都と歓楽の北の街チトセ』にある。

以上の考察から、各方面の批判を受け、千歳町が米兵や特殊女性の行動を規制する有効な風紀対策を打ち出せなかつたことと、議会や住民の側からも街を浄化する気運が盛り上がらなかつたことと併せ、基地に過度に依存した当時の千歳町の特色を端的にあらわしているといえる。

米軍の要求と行政の対応 千歳に進駐した米軍の千歳町への要求で一貫しているのは、兵士の性病罹患を問題視してその対策を迫ることであった。この問題は戦力の低下に直結するから当然といえば当然である。

最初の要求は、オクラホマ州兵進駐の直後の昭和二十六年六月十四日、リッジウェイ最高司令官が千歳基地を視察した際、兵士の性病罹患が問題となつたらしく、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）を通して外務省に勧告がなされ、北海道総戦連絡事務所に千歳町の風紀取締りの徹底、性病の予防措置、患

者の治療の要求がなされた。

これに対し千歳町は司令官の帰京後わずか一週間後の六月二十一日に「千歳町風紀取締条例」を町議会で議決し公布した。この条例は同年三月に札幌市が公布した条例とほぼ同じ内容で、路上でのあらわな客引きを取り締まる簡単なものであった。それにしても一週間で条例制定とは、町当局がいかに急いで対応したかがわかる。しかし、海保洋子によると同年にこの条例違反で検挙された者はわずか一人で、風紀問題や街の浄化にはほとんど効果のないものであった(『女性史研究はっかいどう』創刊号)。

同年八月三日には、米軍基地当局と千歳町警察の肝いりで、ハウス業者の組合「チトセ睦会」なる団体が結成され、特殊女性の性病検診を促したという。

北海道(道庁)も同年九月、性病対策治療施設である道立札幌治療院千歳診療所(後・道立幸病院)を開設している。

米軍の要求に対するこれら行政の素早い対応は占領下、しかも朝鮮戦争の真っ盛りという情勢を反映したものであろう。米軍の要求には直ちに応えねばならない、そんな姿勢が読み取れる。

さて、後に問題となる特殊貧民条例制定のきっかけとなったのは、北海道駐留の米軍最高指揮官からの申し入れだった。昭和二十七年十月二十九日、オクラホマ州兵の朝鮮移動に代わって駐留していた第一騎兵師団長トルード少将が町役場を訪れ町長に面会し申し入れを行った。その要旨は、直接、性病問題に言及してはいないものの、暗にその対策を求めるもので「悪の街と言われてくる者を取り締まるべきで、出来なければ将兵の街への外出禁止も止むをえない(2)」と述べた。

これに対して町幹部は、師団長の要求は性病対策との認識を持ったのである。その対策として道庁に江別保健所千歳支所(S23開設/本町)の保健所

への昇格を陳情している。また前年開設された道立の千歳診療所の拡張費用の三分の一・二百万円の寄附を決めている。師団長が言及した外出禁止措置については「駐留軍将兵によりもたらされる経済的な面はきわめて大きく、もし外出禁止がなされた場合、本町の経済事情は全く困難を極める事態になる(3)」と、率直に基地依存の経済構造になっている町の実態を認めている。

翌年の昭和二十八年五月二十六日、今度は第一騎兵師団新任のクリーランド師団長が師団司令部の置かれていた札幌真駒内から千歳町役場を訪れ町長に面会し性病問題に的を絞って要求を行っている。その時のやりとりを記録した文書を見ると、まず冒頭、師団長は「私は第一騎兵師団将兵の健康が第一と思っているが、甚だ残念なことに千歳町で我が将兵が性病をうつされることである」と述べ、町長に対策を迫った。これに対し町長は「性病対策は北海道知事が保健所を通してやることであり、町長が直接出来るものではない」と答えているが、師団長は納得せず「二千人ものぶらぶらしている女性達を取締つてきれいな街にしようと思えば町長としての権限もあるのだから出来ないはずはない」と述べ、最後に「このままの状態が続けば我が将兵を街に出ないようにする」と言明した。これに対し町長は「今までの風紀取締条例だけでは取締りに困難があるので道庁側に具体的な対策がなければ町として何らかの条例措置を考える」と発言している(4)。

この二度目の師団長による要求を町長以下、町の幹部は重く受け止めたようである。

特に性病対策については、対策の基礎となる性病予防法が都道府県知事の所管になっていることから町政としては道庁の仕事であるとして主体的な施策はとってこなかった。しかし、このような対応では米軍側には通用しないと見て、町独自の対策を打ち出す必要があると認識したようである。それと二度にわたる将兵の外出禁止措置をちらつかせて対策を迫られた以上、米兵の消費に

依存する町の経済的崩壊を回避するためにも、効果のあがる施策を示さざるを得ない危機感を幹部は共有したようである。

町の幹部はその日のうちに、市街地に住む町議会議員や関係者を招集して対策会議を開いて取るべき対策を話し合った。ここではまず道庁に対し従前と同じであるが保健所の強化による性病対策を、千歳地区警察署には千歳町風紀取締条例による取締りの強化を求めるとした。また、米兵の外出禁止措置の影響についても話し合われ、町の経済に多大な影響があるとして、なんとかこれを避けるべく行政自体としても性病対策に乗り出さざるを得ないとの合意がなされ、具体的な政策としての特別条例の素案も行政の側から示されたようである(3)。

翌二十七日には清水町の千正寺にハウス業者や特殊女性約二百人の集集を求め対策集会を開催している。集会での結論は「現在のような無秩序な状態を放任せず、特に潜りの業者の実態をつかんで検診を励行させ違反者をどしどし取締まるべきだ」との意見が大勢をしめた(5)。

千歳町当局は、この集会のあと特殊貸間条例(案)を立案して六月四日に開催された定例町議会に上程している。師団長の来町からこの間僅か九日間であり、この行政の素早い動きは町当局者も以前からこの問題について何ら



写真1 「千歳川 - 夏の千歳川に集る米軍とパンパン -」(N) 撮影場所：神社山下の川プール

かの行政措置の必要性を感じていたことをうかがわせ、道庁まかせの従来どおりの姿勢ではもはや米軍側の理解が得られず、米兵の外出禁止措置も避けられないとの認識を持っていたのであろう。

特殊貸間条例(案)はハウス業者とそこで売春する特殊女性を町に登録させ、週二回の性病検診を義務づけ、行政が管理監督する内容であった。

この条例案を制定するその目的は、条例設定の理由書に述べられている「黙視出来ない社会悪からの脱皮を目指し関係者と住民大多数の要望から立案された(2)」となっているが、決してそうではない。師団長の外出禁止措置をちらつかせて対策を迫る要求に、行政が急いで立案したもので、背景に一般住民の請願や強い要望があったなどという事実が残された資料を見る限り見出せない。

この条例案は、各方面からの批判を受け、行政と住民が一体となり街の浄化を目指した施策などではなく、米軍側の要求に応えた性病対策であったというのが結論である。

特殊貸間条例(案) 特殊貸間条例を立案するに至った背景を『市史』は次のように記している。

ハウス業者の進出、二、〇〇〇人にもぼるパンパンの氾濫、その他のダンス、キャバレー女給の街娯化、リntax業者の横行、第三国人による麻薬の侵入等、それに対して、第一騎兵師団長からの申入れにより、保健所の設置やローズ倶楽部という業者の自肅団体もつくったが、そんなことではどうにも防ぎようがなく、切羽つまった結果が、この条例案となったのである。

しかし、以下に述べるように実際は米軍側の要求を受け立案したもので、その目的とするものは、町長が六月四日の町議会で明言したとおり「この条例は端的に言って性病対策である(5)」なのである。議会で町長は言及していない

が、町の経済に深刻な影響を与える米兵の外出禁止措置の回避が隠された目的でもあった。

さて、この条例案という特殊貸間業とはどのような業態であったのか、前述した北海道衛生部の報告書や雑誌『改造』に掲載された神崎清の論文によって見ると、当時、ホームハウス（ホーハウス）、オンリーハウス、一般には単にハウスと称されていた。

ホームハウスは表向き素人下宿という形式になっていて、家主は警察に部屋代と食費で一万円程度の下宿料をもらっていると届けていた。部屋借りしていたのは特殊女性であったが、家主は食費と部屋代しかもらっていないし女性の売春行為には関係ないと言っていたものの、実際は歩合制や定額で女性の収入から搾取していたという。特殊女性はここで起居していたから、旧公娼時代の置屋あるいは娼家と大同小異である。この業態は昭和二十三年七月に施行された風俗営業取締法及び同年九月に施行された北海道風俗営業取締施行条例に指定された業態でなかったから、法の規制を受けない、いわば野放しの業態であった。

オンリーハウスは特定の米兵を相手とするオンリー（洋娼）と呼ばれた女性に間貸しをする業態で、専門のハウス業者のほか、一般の民家や商店の二階などを間貸しする住民も多数あらわれた。この業態は千歳町だけでなく、たとえば、昭和二十八年六月十五日付『道新』では、静岡県富士山麓一帯（キャンプ富士・御殿場）では四四〇戸に七九二人が、鳥取県中浜村（キャンプ美保）では三三五戸の集落に二二七人の特殊女性が間借りしていると報道されたことから、米軍基地周辺で普通に見られた業態であったのだろう。

さて、特殊貸間条例案は昭和二十八年六月四日開催の定例町議会に上程された。条例の構成を見てみたい。

特殊貸間条例は当初八条から成っていた。

第一条では、その目的について、特殊貸間業の認証制度を実施するとしている。第二条は特殊貸間業の定義で業態を旅館業法と風俗営業取締法に定めのある以外の貸間貸室をなすものと定め、第三条では届出の義務としてハウス業者とそこに間借りする特殊女性の届出を求めている。第四条は認証について町長が認証を交付しハウス出入口の見やすい場所に掲示することとしている。

第五条には間借人の女性は週二回、町の指定する医療機関で性病検診を受けなければならないとした。これは後に人権問題として非難を浴びた条項であった。第六条において町長は随時関係者の調査を行い指導監督することが出来るとしている。第七条は認証の取り消しについて定め、最後の第八条が罰則についての条項で、違反者について二年以下の懲役又は禁錮若しくは十万円以下の罰金、拘留、科料に処するとかかなりの重罰を定めている。

この条例をもって千歳町の行政は何を実現しようとしたのか、これについては、町が道庁や厚生省、検察庁などに提出した『特殊貸間業等に関する特別措置条例を設定する理由書（②）』を見ると、まず、「千歳町の状況は全国他市町村に例を見ない特殊な環境にある」とし「黙視出来ない社会悪から脱して秩序を維持し住民の安全、福祉を保持するため」条例の制定が必要とし、また、「千歳に氾濫する特殊貸間業は現行の旅館業法や風俗営業取締法に基づかない業態」であるから、これを規制するための条例措置が必要だと記している。

しかし、この表向きの理由とは別に、行政が意図したものは、当時五百軒以上と言われたハウス業と、そこで売春する二千人も三千人も言われた特殊女性に町への届出を求め、認証を交付して把握するとともに、性病蔓延を防ぐためとして、週二回の検診を義務づけることであった。極言すれば、特殊女性の検診条例とも言ってもよいかも知れない。事実、町議会で提案理由の説明に立った町長が「この条例は端的に言って性病対策である（5）」と明言している。また、新聞記者の質問に答え次のようにコメントしている（六月六日付『道新』）。

道が性病予防法に基づき強い取締りを行えばこの条例は必要なかった、町の対策が手ぬるいといわれてきたが今回、業者、特殊女性の所在を明らかにして検診の完全を期するためこの条例を制定したい。

条例設定の理由書で、社会悪からの脱出や住民の安全福祉を唱えた条例が実は性病対策であったわけである。そこには女性の人権への配慮と言う視点は全く見られない。昭和二十八年は国会に女性議員により始めて売春の全面禁止法案が提出された年でもあったが、この条例案には反売春やGHQにより廃止された公娼制度への配慮も欠落している。

この問題の多い条例案は、やはりと言っべきか、当然と言っべきか、各方面の強い非難を浴びて制定が行き詰まり結局廃案となるのであるが、そのいきさつについては後述する。

註(1)「千歳町風紀取

締条例」(原文のママ／

(一)引用者)

第一条 この条例は、

道路その他の場所
における売春のた
めの客引行為等を
取り締まることに
よって、善良の風俗
を維持し、社会秩序
の健全な発達を図
ることを目的とす



写真2 米兵のオートバイに跨るバンパン[®] 撮影場所：仲の橋通と公園通の交差点

る。

第二条 この条例で売春とは、報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手と性交することをいう。

第三条 道路その他公共の場所で、他人の進路に立ちふさがり、又はその身に付きまとい、若しくはこれに類する方法を持って、売春の相手方となるように勧誘し又は斜(鞆)旋したものは、三月以上の懲役又は一万円以下の罰金若しくは科料に処する。

2 常習として前項の罪を犯した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処する。

第四条 自ら前条第一項の行為をなし、若しくは他人のこれ等の行為を利用して売春を行った者に対し、対面を受けてその場所を提供したものは一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処する。

附則

この条令は公布の日から施行する。

註(2)「特殊貸間業に関する特別措置条例(案)」(原文のママ)

(この条例の目的)

第一条 この条例は本町の特殊な環境に鑑み、地方自治法第二条第三項第一号即ち「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及福祉を保持するため」並びに第七「風俗又は清潔を汚す行為の制限、その他保健衛生風俗のじゅん化に関する事項」の処理の必要性から特殊貸間業の認証制度を実施することを目的とする。

(特殊貸間業の定義)

第二条 この条例に言う特殊貸間業とは、旅館業法並びに風俗営業取締法に定められている以外の貸間、貸室をなすもので、町長の認定するものをいう。

(義務)

第三条 第二条のものはその事由の生じた日より五日以内に別紙様式により町長に届出て認証をうけなければならない。

2 届出後、届出の内容に異動（廃業を含む）を生じた場合にはその事由発生の翌日中に町長に届けなければならない。

（認証）

第四条 町長は第二条の届出を受理したときは三日以内にその実態を調査し、別に定める認証を交付しなければならない。

2 前項の調査は指導及取締機関、その他町長の認める適当な者に委嘱する事が出来る。

3 町長は調査の結果関係者の施設が火防、保健衛生及び風紀等の維持上適当でないと思えたものは認証しないものとする。

4 第一項の認証は表出入口の見易い場所に掲出しなければならない。

5 認証は認証の日から二ヶ月間有効とし、その期限内に認証更新をうける手続きをしなければならない。

6 第一項の認証手数料として認証交付の際金十円を徴収する。

但し、更新の手料金は金五百円とする。

7 認証及び認証更新の手料金は別に発する納入告知書によって納入しなければならない。

（調査）

第五条 町長は、定期、若しくは随時、関係者の実態につき調査を行い、業者が

第一条の目的に違反しない様、勧告、指導、監督を行うものとする。

2 前項の調査は指導及び取締機関に委嘱して行うことができる。

（認証の取消）

第六条 町長は実態調査の結果、指導及び取締機関の勧告によって不適当と認めらるものについては第四条の認証を取消す事が出来る。関係者が勸令九号並びに

性病予防法に違反したときについても又同じ。

（罰則）

第七条 この条例に違反したものは六ヶ月以下の懲役、若しくは禁固三万円以下の罰金、拘留、科料に処する。

附則

この条例は公布の日よりこれを施行する。

2 この条例施行の際にすでに該当する関係者の第三条による届出機関は昭和二十八年六月末日とする。

3 この条例に基く必要な事項は町長が別にこれを定めることが出来る。

『特殊貸間業特別措置条例（案）一九五三、六、二〇』から転載

条例制定の頓挫 町当局が急いで作り上げた特殊貸間条例（案）が昭和二十八年六月四日開催の第二回の定例町議会に上程された。

議事録を読むと、冒頭提案理由の説明に立った町長が「この条例は端的に言

って性病対策である」と述べ、また「道庁の意向を打診したところ道衛生部は

協力できないと言ってきた」と続けた。性病対策は道庁の所管であるとの認識

なので、事前に根回しを試みたわけである。これに対し、質問に立った議員が

「性病対策は道の責任、町から多額の税金を徴収しておきながら協力できない

とは怠慢である」と発言、町長は「米軍師団長は町長の責任で何らかの対策を

要求している」と答弁し条例の必要性を強調した。このやりとりからも、この

条例が米軍の要求にもとづく性病対策であることが分かる。

特殊貸間条例（案）に懐疑的な議員もいたようで「明らかに売春行為を行っ

ているハウスやオンリー貸間業を町が許可制にするのは疑問がある」との発言

も残されている。

町長は「先に開いた集会では貸間業者らの意向は条例の制定に賛成で協力的

である」とも述べているが、「特別委員会を作って慎重に審議を」の意見を採択してこの議案の審議を特別委員会に付託することを決めている。

当時の町議会は定数二六人、女性の議員はいなかった。女性の人權や反売春の観点からこの議案に反対を唱えた議員はいない。この年、昭和二十八年三月の国会に女性議員を中心に初めて売春禁止法が提出された年であり、また札幌市においても三月に売春禁止を盛り込んだ改正風紀取締条例が成立している。

このような情勢にあったのであるが、町議会で売春問題を真剣に議論した記録はない。町政を担うリーダー達にとつて売春は必要悪との認識であったのか、それとも米兵の特殊女性を通してもたらされる経済的恩恵があまりに大きかったからなのか、残された資料を見る限りその両方であったと言わざるを得ない。

特殊貸間条例立案に携わったのは町役場の総務課であったが、その陣容は課長以下七人の小所帯であった。第一騎兵師団長の要求からわずか一週間程の短期間に、この及ぼす影響の重大な条例(案)を立案して議会に上程したのは準備不足、研究不足で拙速の感はいなめない。後



写真3 朝鮮戦争当時、この通りには最も大きなビアホール No.3 - ナンパースリーときわがあった(平成24年6月撮影◎)

日、道文書課長から条例としての要件を具備していないなどと批判されたことでも明らかである。

さて、町議会の採決に基づき即日五人の議員からなる「特殊貸間業に関する特別委員会(特別委員会)」が発足した。この特別委員会の委員長には、議会総務委員長でホテルやビアホールを経営する人物が就任し、他にもビアホール経営者で町の料飲組合長を務める人物もいた。ただちに第一回の特別委員会を開き、類似の自治体への視察を決め、三日後には二班に分かれ、佐世保と東京近郊の視察に出発している。町長も六月十三日副議長を伴い地方自治庁と厚生省に説明のため上京した。

六月四日の町議会終了後、特殊貸間条例(案)が知れ渡ると一気に批判が高まった。まず、六月六日付『道新』が批判記事を書き、道保健課長の見解として「千歳の考えは売春を容認しつつ実態をつかみ性病を根絶しようとするものだが人權尊重の憲法精神や、売春を合法化するのとは社会道徳と矛盾する」と報じた。六月十日付の『タイムス』も、「千歳の公娼制度に非難あがる」の見出しで「勅令九号(婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令)や性病予防法には触れないがパンパンの公認、認可になるとごうごうの非難あがる、道庁も重大視、近く厚生省も調査に乗り出す」との記事であった。

町長の上京を報じた中央紙も『読売新聞』が六月十四日付の紙面に、地方自治庁において条例の法的見解を求めた町長に対し、地方自治庁側が「合法条例か疑問、営業許可は知事の権限であるが性病予防法以外に条例で強制検診を義務づけるのは適法でない、また、人權問題の危険性も指摘した」と報じている。六月十四日付の『毎日』も厚生省を訪れた町長に「条例には賛成しかねると指摘した」とし、売春禁止に取組む市川房枝が条例を批判する談話を載せている。

さらに、特殊貸間条例(案)に批判的な次のような関係者の談話が掲載された。六月十日の『道新』には、地方自治庁行政課長、法務省刑事局刑事課長、

道保健指導課長が、同日の『毎日』には厚生省公衆衛生局防疫課長、労働省少年局婦人課長が、いずれも行政による売春公認と人権侵害につながる恐れを指摘した内容を記事とした。

六月十七日、東京での陳情から帰った町長と視察を終えた特別委員会の委員が集まり対策会議を開いた(3)。町が起案した特殊貸間条例に対する報道機関や道庁、中央省庁の批判は想定以上のものであつたろう。特に人権問題と激しい非難を浴びたため当初の「該当者は少なくとも毎週二回以上町長の指定する診療機関において健康診断を受け町長が別に交付する健康手帳を常に携帯しなければならない」とした第五条(健康診断を受ける義務)は、これを削除することとした。また、罰則を定めた第八条については量刑を減らすこととし、二年以下の懲役、禁錮を六カ月以下に、十万円以下の罰金、料料も三万円以下に改めることとした。また、上級官庁の情勢についても話し合われている(3)。

まず、中央省庁においては、「千歳町の条例が制定されると全国の基地を抱える市町村が右に倣えの恐れがあり賛成できない」との見解を持っていること、また、道衛生部や国警道本部などは「根本的には特殊女性を町から一掃すればよいことであり、町がその方向に進むのなら協力できるが、経済的に困るから彼女たちの存在を認め、しかも街を浄化しようとする考えは結局解決につながるらないことで、その行き方には賛成できない」との見解であることを確認した。

この見解は千歳町の抱える矛盾をズバリ指摘しているわけであるが、町政を担う幹部として、特殊女性の一掃などと言う解決策には発想が至らなかったのであらうことは、この後の幹部の動きを見ると明らかである。

特別委員会での情勢分析の結果、委員らは今後の方針の軌道修正が必要との判断に至り、大きな批判の中で条例制定を強行するよりも、道庁を巻き込んで事を進めるのが得策との認識で一致し、道庁側に次のような要望を行うこととした。一つ目は保健所の強化で、江別保健所の支所にすぎない現体制を正式な

千歳保健所に昇格させること(注・S 28・10 昇格)。二つ目は、風俗営業取締法により制定されている北海道風俗営業取締法施行条例の中に、千歳町のような特殊な貸間・貸室の業態を加えるよう条例を改定することの以上二点を要望することとした。

特別委員会における情勢分析としては、特殊貸間条例の制定は難しいとの判断に至つたものと考えられる。しかし、町長は、批判の強い条項を修正してもぜひこの条例を制定したいと主張している(3)。これは第一騎兵師団長の要求に対し町独自の行政措置を取る旨約束した手前、また、米兵の外出禁止措置を回避したいとの首長としての責任感からであろうが、情勢判断としては疑問符の付くところである。結局、道庁への働きかけを強めるが、仮に風俗営業取締法施行条例の改訂が実現しなかった場合、その時は町独自の特殊貸間条例制定に踏み切るとの結論に落ち着いた。

委員として特殊貸間条例制定は困難との認識をもつたが、町長の面子も立てた形での妥協の方針を取つたわけである。

道庁の対応と町政 特殊貸間条例(案)の人権問題と非難を浴びた強制検診の条項を削除した修正案が知れ渡ると、またまた批判が高まった。昭和二十八年六月二十一日付『毎日』では「性病対策の要として打ち出した条項をあつさり撤回したのは本気で性病対策をやる気があるのか、町の意向を道庁側は疑っている」「町議会の三分の一を占めるキャバレー等の飲食店経営者が米兵の外出禁止を恐れ条例制定に奔走しているだけで真剣に街の浄化を図る意図など持っていない」とも報道されている。もろもろの社会悪から街を浄化すると、条例制定の理由書に謳いながら、青少年の非行や街の美観等々山積する問題に目をつぶり、売春を公認し性病対策のみの条例制定に走るのでは町政に批判が集まるのは当然であつた。

道庁側も千歳町が米軍基地依存の町であり、今回の条例も、検診条項をあっさり削ったことから見ても、米兵の外出禁止措置の回避が最大の目的と読んでいたのか対応が冷淡であったように思える。

しかし、千歳町の風紀環境問題が全国的な関心事となっていることから放置できないと判断したのか、または中央省庁の指示がなされたのか、六月中旬以降本格的な対策に乗り出した。まず、六月十九日に道庁で「千歳町の特殊貸間条例に関する協議会（協議会）」が初めて開かれた（3）。

協議会の出席者を見ると、道庁からは衛生部、地方課、文書課、税務課、婦人少年室、石狩支庁の各部課長クラス、それに国警道本部、道公安委員会、札幌地検の幹部ら、

千歳町からは町長、助役、総務課長、町議会会議長、特別委員会委員長が出席、総勢三四人の大掛かりなものであった。

協議会での関係者の発言要旨(3)を読んで目を引くのは、道総務部次長が「立法は権威のあるものでなければならず多少でも疑問のある条例



写真4 「千代田町1丁目」① No.21 - グリル/レストラン ブロンディの前で客待ち中のリntax

は設定すべきでない」と発言し、条例案自体に疑問を呈していることである。また、文書課長も「この条例案は用語の上から言っても条例としての要件を具備していない」と指摘している。総務課を中心とした町の幹部が十分な研究と準備を経て立案したものではなく、第一騎兵師団長の要求から僅か一週間程の短時間で作り上げたそのホコロビが道庁側の厳しい指摘、批判につながったと言えるだろう。さらに文書課長は「千歳の業態が本来風俗営業なのに何らの許可手続きを要せず自由業として認められているのは問題、道条例を改定するなどして許可制にすべきではないか」とも発言している。その他、道衛生部と札幌地検は「この条例は公娼容認につながる」として反対をとまえ、国警道本部と公安委員会は「条例案には賛成できず施行されても協力できない」と発言した。取締りに当たる当局が「協力できない」と発言する意味は重大で町議会でも条例が成立しても用をなさないということになる。町政の幹部も、特殊貸間条例(案)の持つ深刻な意味合いをやっと認識したと思われる。

しかし、協議会での結論は出ず、終了後に両関係者数人が場所を石狩支庁長室に移し懇談した。出席したのは千歳町幹部と道地方課長、文書課長と石狩支庁長であった。ここでの懇談で今後の方向としてはやはり道の風俗営業取締り施行条例を改正して、千歳の特殊な貸間、貸室を条例に加え、法の網をかぶせるのが望ましいとの結論になった(3)。千歳町としては今後その実現を道庁側に強く要望することとし懇談は終了した。

さて、協議会の翌日、札幌地検塩田未平検事正の名をもって町長宛の書簡が送られてきた(6)。内容は、「町が起案した条例案は婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令第九号に抵触し地方自治法第一四条により制定することのできないものであるから町議会に提出しないことを勧告する」というもので、加えて「若しこの条例を制定し施行を強行すれば町長を勅令九号違反幫助者として告発もありうる」との強い警告文であったが、町幹部がどう反応したか資

料的に不明である。

二カ月後、調査に訪れた参議院法務委員一行に提出した文書(7)には「地検の勧告に対しては、この条例案は町政としてあらゆる情勢の分析により得た結論であり、いかなる批判、勧告も受けないとの決意をなした関係上何らの影響も受けなかった」と記しているが、しかし実際はかなりの影響を受けたと見え、この後、特殊貸間条例制定に向けた動きはほとんど止まり、もっぱら風俗営業取締施行条例の改正への陳情を道庁に繰り返している。

この時点での町政は、特殊貸間条例を制定して米軍の要求にこたえる方針が報道機関や道庁、中央省庁、それに札幌地検の批判、反対に直面し、暗礁に乗り上げて動きのとれない状態になったといえ、もはや特殊貸間条例の制定は放棄せざるを得ない立場に追い込まれたわけである。

その後の道庁側の動きであるが、七月四日には道議会衛生常任委員一行十一人が視察に訪れ、同二十一日には道衛生部課長、地方課次長、文書課長、石狩支庁長一行二〇人も視察に来町している。この間、町幹部も何度か道庁を訪れて道条例を改正して千歳の貸間、貸室の業態を盛り込むよう陳情を繰り返している。しかし、道庁側としても、明らかに売春が行われている千歳の貸間、貸室の業態を、待合やキャバレー、ダンスホールなどの風俗営業と同列に扱うことは問題が多すぎると判断したのであろう、千歳町の要望を取り入れることはなかった。道庁内部でも千歳の業態を道条例に盛り込む意見もあつたのであろうが、警察関係者の反対が強かつたことは後に来町した道文書課長の説明からもうかがわれ、この結論に落ち着いたものであろう。当然の判断、結論と思われる。

八月十四日、道庁側の出した結論を携え文書課長が来町した。町が要望していた千歳の特殊な業態を加える北海道風俗営業取締施行条例の改正は、取締当局や関係部署の反対が強断念した旨、経緯を説明した。代わりに解決策とし

て、既存の千歳町風紀取締条例を改正強化してはどうかとの提案を行い、道庁側が立案した改正の条文も参考試案として提示した。

既存の千歳町風紀取締条例は昭和二十六年に制定したものであるが、路上でのあらわな客引きを禁するなど条文も四条の簡単なものであつた。道が示した改正試案は、路上での勧誘、幹旋のみならず屋内からの呼び込みや、写真を掲げての幹旋、挑発行為なども取締りの対象とするもので、条文が三倍程度に膨らんだものであつた。

道文書課長は取締りに当たる国警道本部も、改正案をもってすれば千歳における取締り強化が可能と判断している旨を付言した。町幹部も反対する理由などなかつたのか、そのまま受け入れ、後に開かれた第三回定例町議会(九月八日)で議決している。

町長は第一騎兵師団長に明言した町独自の性病対策である特殊貸間条例の制定が多方面からの反対や札幌地検の介入で困難となつたことについて、どの様に米軍に説明して外出禁止措置を回避するか苦慮していただろうことは想像にかたくない。

本稿の続編(『志古津』次号を予定)においては、特殊貸間条例(案)に代わる「自粛振興会」立ち上げにいたる経緯を記述する。組織立ち上げに決定的な役割を果たした中村三郎なる人物について述べることにによりこの団体の性格を明らかにしたい。

さらに、朝鮮戦争当時の北海道千歳町が深刻な基地問題に直面して執つた政策についてどう評価するか、現在の視点となるがこれを考察したい。また、昭和三十一年五月に成立した「売春防止法」の制定に千歳町の問題が少なからず影響を与えたと考えられるのでその理由を述べるとともに、自粛振興会の活動開始から米軍大部隊の撤退までの町政の動きを追ってまとめたいと考えている。

引用・主要参考文献

千歳市史編纂資料綴『S28議決報告書その二No.16』／『S28特殊貸問条例No.30』『S

28特殊貸問条例元買春問題研究資料No.31』／『S28特殊貸問条例元買春問題研究資料No.32』

例元買春問題研究資料No.32』

(1) 中村三郎「千歳町調査報告書」昭和二十七年九月・No.32

(2) 「特殊貸問業に関する特別措置条例を設定する理由書」昭和二十八年・No.30

(3) 「特殊貸問業に関する特別委員会付託議案審議報告書」昭和二十八年・No.16

(4) 「第一騎兵師団長クリーランド少将要請の要旨」昭和二十八年五月二十六日・

No.32

(5) 「第二回定例千歳町議会の結果について」昭和二十八年六月四日・No.16

(6) 札幌地検検事正塩田未来「千歳町長宛書簡昭和二十八年六月二十日」・No.30

(7) 千歳町「参議院法務委員一行視察調査の際における千歳町の環境と実態調査」

昭和二十八年九月・No.30

千歳市『千歳市史』昭和四十四年／『増補千歳市史』昭和五十八年／『新千歳市

史 通史編上巻』平成二十二年

千葉誠『軍都と歓楽の北の街チトセ』千歳町立千歳小学校 昭和二十七年

海保洋子「米軍基地チトセの売買春と住民の動向・売春防止法施行以前を中心に」

『女性史研究ほっかいどう』創刊号 札幌女性史研究会 平成十五年

神崎清「踏査報告 北のチトセ」『改造』7月号 改造社 昭和二十七年

北海道衛生部「千歳町を中心とする保健衛生上の諸問題について」昭和二十八年

千歳小学校百年記念協賛会『千歳小学校開校百年記念誌』昭和五十三年

札幌市教育委員会『新札幌市史第五卷通史5(上)』平成十四年

入間市『入間市史』平成十六年

田端宏『北海道の歴史』山川出版 平成十二年

高橋昭夫『証言 北海道戦後史』北海道新聞 昭和五十七年

大宅壮一「日本の裏街道を行く」／中野好夫「断ち切れない基地との宿縁千歳」『現

代教養全集1』筑摩書房 昭和三十三年

『北海道新聞』／『北海タイムス』／『毎日新聞』／『読売新聞』

指導

天川 晃(放送大学大学院教授)

協力

千歳市(市史編纂資料綴閲覧・写真提供等)掲載写真の無断転載を禁ずる

撮影者表示／西牧清・④ 金原知一・⑧ 五十嵐貞司・① 山地英明・⑤

写真「」∥作品名

自治体警察・千歳町警察署

北海道警察誕生までの戦後千歳警察史

守 屋 憲 治

新千歳市史編集委員会専門部員

はじめに

キャスリン・モリス主演の米テレビドラマ『ゴールドケース』をよく見た。フィラデルフィア市警察署未解決事件専従捜査班の女性刑事リリー・ラッシュが事件を解き明かす内容だ。事件当時のヒット曲が回想シーンのアクセントになっている。米国のテレビ、映画の警察ものを見てみると、「市警」といって自治体が警察を有していることがわかる。『刑事コロンボ』はロス市警だった。我が国においても戦後の混乱期に米占領軍の意向によって米制度を参考にした「市警」「町警」といった自治体警察があった。千歳においては千歳町警察署があった。敗戦直後の昭和二十三年から朝鮮動乱を経て主権を回復する二十七年までの間、占領下で最も困難な時代でもあった。本稿では、敗戦時から昭和二十九年に北海道警察が発足するまでの千歳における警察（治安）組織について考察することとしたい。

千歳における敗戦時の軍事警察組織など

昭和二十年八月十五日、日本は米英との総力戦に敗れた。十月五日には小樽から上陸した米占領軍が千歳にも入った。十二年七月勃発の盧溝橋に端を發する日支事変（支那事変）からは八年目のことであった。

千歳には昭和十四年十月開庁の海軍航空基地があり、軍事警察として現・自

衛隊札幌地方協力本部千歳地域事務所の場所に陸軍北部憲兵隊司令部（札幌）直轄千歳分隊（当初旭川憲兵隊札幌憲兵分隊千歳分遣隊）があった。敗戦時分隊は一八名の憲兵から組織されていた。嚴重に保たれていた軍律は敗戦によって機能を失い憲兵隊の威厳は失墜した。

このようななか八月二十二日、軍司令部は連合艦隊、各鎮守府、各警備府、各艦隊、各航空艦隊の司令長官に対して進駐してくる占領軍との無用な摩擦を避けるため自発的に武装を解除するよう大海令を發した。しかし、武装解除後の治安維持のほか、兵器、軍事施設の監視保管のため必要最小限度の武装兵力に憲兵的任務を与え海軍保安隊（Naval Police）を新設することとした。

大海令を受け九月七日、大湊警備府／第十二航空艦隊から千歳にも海軍保安隊を設置する旨の電報が入った。千歳は空地分離後の地上要員部隊である北東海軍航空隊司令を指揮官として、札幌を含み管轄し兵力は五〇〇、兵器は拳銃もしくは棍棒という軽装備だった。保安隊員は白地の上部に「NP」、下に「大湊海軍保安隊」の文字を横書きした腕章を着用することとした。

海軍部内にはこの保安隊を海軍再興の礎にどの思いがあった。しかし、連合国は日本国軍を完全に解体することとし、軍によるいかなる武装組織も認めなかったため海軍保安隊は準備段階で崩壊した。

ほかに、大湊軍法会議（大湊第二復員地方裁判所）千歳出張所が昭和二十一年三月まで存続し司法警察機能を有していたが不詳である。

千歳における敗戦時の派出所・駐在所

敗戦時、内務省監督下にあった北海道庁の警察部に属する警備組織があった。千歳町では札幌警察署千歳警部補派出所の下に千歳巡查駐在所と剣淵巡查駐在所、苫小牧警察署の支笏湖巡查駐在所と千歳鉾山巡查部長駐在所（欠員）が管内の治安を守っていた（S 43・派出所等名称には階級を冠した）。

千歳警部補派出所 札幌警察署千歳警部補派出所は昭和十四年十一月、千歳海軍航空隊の創隊とほぼ同時期に開設された。航空隊創隊に伴う人口増による犯罪の増加に対処するためであったが、派出所が準備できず南長沼土工組合事務所（現・本町三丁目）を借用した。十七年十二月には一万五九六〇円の寄附を募り、郵便局長であった中川種次郎が所有し室蘭街道と由仁街道が交差する市街要衝の地であった現・本町二丁目二番地（現・ホテルグランテラス千歳向い／旧・北海道中央バス千歳ターミナルの位置）の宅地一六四坪の一部・南西角地を借地し、木造葺葺平屋建一七坪の庁舎を新築した。

昭和二十二年三月には千歳巡査部長派出所ができ、千歳警部補派出所は恵庭村の漁巡査部長派出所、島松・恵庭巡査駐在所と広島村の広島・輪厚巡査駐在所を管轄下に編入した。

千歳巡査駐在所 警察制度が大きく変遷した明治期を除くと、千歳市街には大正四年五月に独立した組織である札幌警察署漁村巡査部長派出所（M42新設）千歳村巡査駐在所が現在の本町二丁目付近に開設され、現・泉郷以東を除く大字千歳村、大字長都村、大字蘭越村を管轄した。大字烏柵舞村



写真1 吹雪の中での札幌警察署千歳警部補派出所落成記念写真（昭和17年12月17日撮影）前列中央は中西秀弥警部補と岡本幸信町長、詰襟ホック留制服は海軍士官、略帽被用は警防団員

は二年六月から室蘭警察署苦小牧警察分署管内だったが、五年四月からは千歳村巡査駐在所が烏柵舞村のうち字本村（現・千歳川第四水力発電所ダム湖底）孵化場を管轄した。千歳村巡査駐在所は千歳警部補派出所ができるとその管理下に入った。

烏柵舞とは支笏湖を含む、現在の蘭越浄水場付近から美笛にかけての区域である（T4・四村合併→二級町村制／S17・千歳町制／S26・大字廃止）。

剣淵巡査駐在所 札幌警察署漁村巡査部長派出所管内剣淵巡査駐在所は大正十年十月（町財産表Ⅱ七月）、部落民所有地に村費によって現在地に新築された。駐在所は木造葺葺平屋建二二坪だった（ケヌフチⅡ現・泉郷）。

剣淵巡査駐在所が開設される以前、ケヌフチ以東は岩見沢警察署由仁警察分署直轄であったが、大正四年五月からホロカ（現・幌加）とシーケヌフチ（現・東丘）は三川巡査駐在所（現・栗山警察署管内）、ケヌフチとキウス（現・中央）は南巡査駐在所（現・栗山警察署南長沼駐在所／S53所名変更）が担任した。剣淵巡査駐在所は千歳警部補派出所ができると漁村巡査部長派出所管下から脱した（泉郷駐在所は昭和二十三年に改修、三十七年と五十七年に建替えられ現在に至る。現・木造平屋建六九㎡／本論Ⅱ坪・㎡混用・一坪Ⅱ3.3㎡）。

支笏湖巡査駐在所 支笏湖巡査駐在所は明治四十年九月に札幌警察署支笏湖請願巡査駐在所として開設された。設置の時期は、建設が始まったばかりの王子製紙苦小牧工場に送電する、千歳川第一水力発電所（第一発電所）の水路工事が起工した四十年五月に符合する。駐在所は発電所建設のため全国から集まった土工の騒乱を防ぐ治安維持のため、王子製紙が駐在所を建設し巡査の給与を賄うことで派遣を請願してできた。駐在所の位置は第一発電所があった烏柵舞村水溜（現・水明郷）であった。

請願巡査駐在所の廃止時期は明治末期と考えられる。千歳川に五つある発電所の中でも群を抜いて大きな第一発電所が概成し苦小牧工場に送電を開始し

たのは明治四十三年七月のことであった。なお、請願巡査は明治十四年から昭和十三年までの間、内務省通達によつて制度化されたが企業利益保護に主眼が置かれ労働者との中立性に問題があったとされる。

烏柵舞村全村は大正二年六月に室蘭警察署占小牧分署直轄となった。四年五月からは烏柵舞村のうち字本村孵化場が苦小牧分署沼ノ端巡査駐在所の管理下となり、五年四月からは千歳村巡査駐在所に移管された。

大正十年十月には苦小牧警察署支笏湖巡査駐在所（烏柵舞村字本村、孵化場ナイベツ（現・浄水場付近）を除く）が再設置となったが、苦小牧分署が「署」に昇格したのは前年のことで、支笏湖畔に王子製紙の倶楽部支笏湖別邸が完成したのは五年のことだった。別邸は皇室をお迎えするため総檜造りの豪華な建物であった。警備上からも本署が遠隔な札幌ではなく、王子製紙苦小牧工場専用鉄道Ⅱ山線で至近な苦小牧のほうが何かにつけ利便がよかつたことが苦小牧警察署の管内だった理由かと思われる。天皇・皇族が支笏湖畔に滞在する間にあつては、苦小牧警察署管外の千歳村民は湖周辺には立ち入れなかつた。

支笏湖巡査駐在所、木造榎葺平屋建二二坪が支笏湖畔に移転したのは昭和二十年十月六日と『千歳市史』にあるが、町の財産表には「昭和十八年八月三十日」と記録がある。大正十年以降の駐在所の位置については不詳であるが、支笏湖畔に所在した駐在所の位置は湖岸の旧・支笏湖郵便局隣・ヒメマス孵化場側にあつた。駐在所は二十二年三月二十七日に烏柵舞一円を管理下に置き九月二十日には苦小牧警察署管内から札幌警察署管内に移管、ようやく懸案だった烏柵舞村の行警一致が成された（支笏湖駐在所は四十一年に現在地に移転。その後五十八年と平成二十四年に建替えられた。現・木造二階建一三五㎡）。

千歳鉱山請願巡査駐在所 千歳鉱山請願巡査駐在所は烏柵舞村美笛鳴尾の千歳鉱山尋常小学校の千歳鉱山専用軌道側にあつた。また、巡査宅は草笛にあり、現・国道276号に面した総合事務所、郵便局と並ぶ美笛の一等地であつた。

美笛金山の本格的な創業は昭和十一年に中島飛行機系列の中島商事鉱業部によつて日本鉱業系列の千歳鉱山が創設されてから以降となる。昭和十二年版『千歳村勢要覽』・官公衙には「千歳鉱山請願巡査駐在所／大字烏柵舞村美笛」の記述があることから請願巡査派出所の設立は操業当初からと考えられる。

千歳鉱山が請願巡査を必要とした理由について、労務課で福利厚生・労務管理を担当していた梶田三男の『我が人生の歩み』に記述がある。

鉱山には渡り鉱夫という制度があつた。各鉱山に居る友子の親分を頼つて渡り歩き生活をしていた。彼らは一宿一飯の恩義とか言つて、義理堅く真面目な人も居たが、中には気が荒く粗暴に振る舞う者も居た。鉱山の日常生活は余り変化がなく、仕事が終わると家で過ごすより楽しみがなかつた。そんな変化のない生活を飲酒によつて紛らわそうと、二・三人が集まると酒席になる。酒気を帯びると喧嘩が始まる。喧嘩は日常茶飯事（略）。

駐在所の当初の設置目的は鉱内夫の治安維持が目的であつたが、昭和十四年からは募集朝鮮人の採用が始まつたことから朝鮮人の治安維持も重要な業務となつた。朝鮮人は坑口に近い元山の半島人合宿「神山寮」で生活を送つた。

昭和十七年六月末の朝鮮人労働者数は、千歳鉱山が三四人、専用軌道を管理していた中村組（S23）菱中興業）が一九人であつた。

『我が人生の歩み』には、昭和十七年七月の朝鮮人合宿寮生の集団逃亡事件のほか、食糧量の不足から発生した同年九月の集団暴力事件などの詳述がある。集団暴力事件は内務省警保局保安課『特高月報』にも、食料増配を目的とする暴行事件として報告されている。

昭和十三年に請願巡査制度が廃止されてからも千歳鉱山には巡査部長が苦小牧警察署から配置されたが、十八年一月には戦力増強企業整備要綱が決定され戦力維持に不急となつた千歳鉱山は休廃山、あるいは保鉱となつた。千歳鉱山は保鉱となり、鉱内夫も激減したので派出所の巡査部長も苦小牧に引き揚げ、

敗戦時は欠員派出所となっていた。

警防団 概説した派出所等のほか警察補助組織としての警防団があった。

警防団とは、支那事変の発生に伴い従来の非常備組織の消防組を国内総合警備体制に組み入れ強化するため改組したもので昭和十四年四月に創設された。

任務は防空、消防のほか警防に関するものであり、千歳警防団は北海道庁長官の監督下にあつて札幌警察署の指揮下に入った。十九年四月からは防空監視体制強化のため常備員二名を採用した。

警防団長と副団長は札幌警察署長の具申によつて北海道庁長官が任命、団員は署長が任命した。千歳警防団のほかに千歳釧山警防団があつたが苫小牧警察署の指揮下に入った。警防団の廃止は昭和二十二年四月である。

敗戦後の警察組織

昭和二十年八月十九日、正式の降伏条件受理のためマニラ派遣軍使を乗せ木更津を飛び立った緑十字機は、苦難の末に二十一日帰国した。連合国軍最高司令官の日本進駐に関する命令書、調印すべき降伏文書、天皇の発すべき詔書案、日本陸海軍に対する一般命令（一般命令第一号）を持ち帰った。一般命令第一号中に陸海軍と警察の武装について記している。

一般命令第一号（陸、海軍）（抄） 九月二日発出

一（イ）（ト）・・・略

（・・・日本国軍隊・・・ヲ完全ニ武装解除シ・・・安全ニシテ良好ナル状態ニ於テ引渡スベキコトヲ命ズ） 追テ指示アル迄日本国本土内ニ在ル日本国警察機関ハ本武装解除規定ノ適用ヲ免ルルモノトス警察機関ハ其ノ部署ニ留ルモノトシ方法及秩序ノ維持ニ付スベシ右警察機関ノ人員及武装ハ規定セラルルモノトス

警察に関する命令内容は、「武装解除しないで法と秩序を維持せよ」とのこととだった。日本陸海軍が武装を解除した後の治安維持は警察にしかできない状

況だった。世情は敗戦の混乱が招く犯罪と風紀の乱れに覆われてきた。

九月二十二日「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」が発表された。内容は占領のための全般的なものだったが警察に関しては次のように規定された。

司法、法律及警察組織ハ（武装解除、非軍国主義化、戦争犯罪人ニ於テ掲ケラレタル諸政策ニ適合セシムル為、出来得ル限り改革セラルルベク爾後個人ノ自由並ニ民権ヲ保護スル様進歩的ニ指導セラルベシ

さらに、十月四日にはSCAPIN 93（連合国軍最高司令官訓令93号）「政治的、公民権及び宗教的自由制限の除去に関する訓令」が発令された。これを受け特別高等警察の廃止、政治犯の釈放などが実施された。共産主義者の破壊活動などを防止することを名目とした治安維持法は十月十五日に廃止となり、日本共産党は合法化とされた。

これらの措置の目的は民主主義の徹底にあつたが、陸海軍の解体による急速な改革は治安の悪化を招くことから警察機構を維持したものであった。しかし、当時の警察官の常時の武装は権威の象徴であるサーベルの佩用のみで、戦勝国気分が酔い痴れ暴徒化する第三国人（占領国以外の外人）に対する威力にはならなかった。なお、戦前に警察官が拳銃を装備するのは国境派遣警備時、凶悪犯捕獲時など限られたものであり、敗戦時の拳銃保管率も低かった（『北海道警察史（二）昭和編（『道警史2』）』には独モ式大型自動拳銃を用いた射撃訓練中の千島派遣警察官の写真がある）。

警察官は、黒の詰襟上下に肩章、袖章、加えてサーベル佩用と威厳に満ちたものであったが、昭和二十一年三月三十一日にサーベルに替えて警棒、警杖に改正する旨の勅令が発せられ北海道においては七月を期して一斉に切り替えられた。制服も七月に同じく勅令によつて開襟にネクタイ着用とされ、北海道においては八月から実施となった（『道警史2』）。常時の武装については、一月十六日に警察官の職務遂行にあたり特定の制限のもと拳銃携行を許可する

というSCAPIN605「日本における警察の装備に関する訓令」が発令され、七月から拳銃の携行となった。拳銃は接収が解除された日本軍制式の十四年式拳銃が大部分を占め、米製拳銃の貸与が始まるまで使用された。

警察法の制定

昭和二十二年五月三日、日本国憲法と地方自治法が施行され、北海道庁は北海道、長官は知事、北海道会は北海道議会となった。地方自治法の施行に先立ち北海道庁長官選挙が四月に執行され全北海道庁職員組合委員長の田中敏文が当選した。

北海道は公選の田中知事によって管理されるといった地方分権が強化されたが、警察については従前どおりで内務大臣の指揮監督の下に警察部長の助言によって知事が管理するといった中央集権的な体制であった。

政府は警察の民主化を画策、九月に国家警察と自治体警察の二本立てとし、国家警察には全国を統治する公安庁を置くという「警察制度改組計画」を連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）に提出した。しかし、GHQからは、「国家警察と自治体警察の二本立ては全面的に賛成するが、憲法に守られた地方自治の原則に則って警察組織を完全に地方分散すべし」という不満のマッカーサー書簡が示されたことによって改革の根本方針が決まり、具現化した警察法の制定経過とその要点を『道警史2』に次のように記してある。

マッカーサー元帥書簡によって、警察制度改革の根本方針が明らかとなったので、政府は直ちに「警察法案」の作成に着手し、草案を総司令部に提案して検討を願い、さらに数次の修正を加え、昭和二十二年十一月十日、第一回国会に提出した。かくて同年十二月十七日「警察法」は法律第九十六号をもって公布されたのである。

警察法は、その前文にもある如く「国民のために人間の自由の理想を保障する日本国憲法の精神に従い、個人の権利と自由を保護するために、国民に属する民主的

権威の組織を確立する目的を以て」制定されたもので、従前の権力主義的・中央集権的な警察制度に比べ、まさに抜本的な改革であった。すなわち、その要点は次のとおりで、警察民主化の徹底および地方分権の強化が挙げられる。

- (一) 警察の責務を厳格に限定し、国民の生命・身体・財産の保護、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、公安の維持にとどめたこと。
- (二) 警察管理の責任者は、国民を代表して選任された者による公安委員会とし、公安委員会が執行の長たる警察長を任免するものとしたこと。
- (三) 市及人口五千以上の市街的町村に自治体警察を置き、それ以外の地域は国家地方警察が担当することとしたこと。

警察法の施行は昭和二十三年三月七日とされた。

要点(三)の「人口五千以上の市街的町村」の基準とは、人口が五千人以上で①中心市街地の連担戸数が全戸数の三五割以上②商工業等都市的業態戸数が全戸数の三五割以上③人口が著しく多い場合、または①②のいずれかが高率の場合は、その一方を三五割程度に引き下げられるというものであった。

当時、北海道の市町村数は二市、六五町、一九八村であったが、内務省の選定を受け、北海道議会と町村理事者の協議を経た後、自治警設置義務の二二市のほか千歳を含む六四町と二村が該当市町村として十二月二十七日に名称と管轄区域が告示された(『道警史2』)。

北海道警察部の組織はソ連に不法占拠された国後警察署と択捉島の紗那警察署を除く四九警察署が、倍以上の三五の国家地方警察(国警)と七八の自治体警察(自治警)に細分化され、国民の生命・身体・財産の保護、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、公安の維持など警察本来の職務に対し、全道警察の緊密な連携による処理がなされなくなるのではないかと危惧された。

昭和二十二年臨時国勢調査の人口を見ると千歳町の人口は一万四八一六人であり、戦時下十九年の一万八千人弱までは回復していなかったが、海軍時代

からの都市的基盤があり「人口五千以上の市街的町村」の認定基準を満たしていたと考えられる（中心市街地連担戸数の資料は見出せなかった。総理府統計局『昭和四十年国勢調査報告第四卷その1』には、「昭和三十年国勢調査までは人口を都市的・農村的地域に分けていたが、町村合併、新市創設で市域が拡大したため都市的・農村的特質を明瞭に示されなくなった。このため三十五年からは人口集中地区（DID）としている」とある）。

隣村恵庭（S26・町制）の人口が一万三〇二二人と千歳と同水準でありながら自治警の設置を免れた理由として、都市的機能が未発達な農村的地域であったからであろう。米の収穫量も千歳の五三八九石に対して四倍を超えていた。恵庭は手稲・厚田・札幌・白石・広島・篠路の各村とともに札幌方面札幌地区警察署の管轄となった（札幌市周辺自治警Ⅱ札幌市警、琴似町警、豊平町警）。

千歳町警察署の発足

昭和二十二年十二月十二日付『北海道新聞』朝刊の「社説」は「新警察制度の運営」と題して「自治体の警察の経費は今年度中は国庫から支給の予定であるが、地方自治体の苦しい財政状況からすれば警察や消防の施設費や人件費を負担するのは無理」であ



写真2 千歳町警察署開設記念写真（昭和23年3月撮影）ひさしの上に「Chitose Police Station」の看板が見える 前列中央は山崎町長と村上署長 署長の右隣・米兵が占領期を物語る

ること、さらに「予想される困難の最大なものは、いわ（ゆ）るボスが警察権を悪用する懸念である。（略）いわゆるリコール制が修正案に採択されている。これによつて公安委員がボスと結び、地方議会と組んで警察権を濫用するという懸念は、構成上一応消滅した形ちであるが」と危惧する点を指摘している。結びとして「新警察制度を生んだ民主的権威を確立する目的に向かつて、一般国民も警察官も新しい警察法の意義と内容を十分にそしやくして、自らの自由と権利とを保持するために、明確なる認識を持つよう努めるところがなければならぬ」と期待を表した。

千歳町として先ず警察の運営を管理するため第四回臨時町議会で公安委員会（公安委員）の選任の同意を議会に求め任命しなければならなかった。委員は人格高潔にして町会議員の選挙権を有し、警察を含む官公庁における職業的公務員の履歴がないことが条件とされた。

協議案第一号

公安委員選任について

警察法の施行に伴い千歳町公安委員会委員三名の選任を要するが次のものを適任と認め選任したいから同意を求める

第一候補として選任したいもの

吉田 峯蔵氏 高塚 憲正氏 藤本 岩一氏

第二候補として選任したいもの

廣重 貞雄氏 前田政太郎氏 輪島忠三郎氏

昭和二十二年十二月十七日 千歳町長 山崎 友 吉

第一候補者が公安委員となることで同意を得たが、千正寺住職高塚憲正は選挙管理委員であることが公安委員の欠格条項Ⅱ警察を含む官公庁における職業的公務員の履歴があることに抵触、昭和二十三年三月に失格となり真光寺住職の羽馬聞止が就任した。吉田峯蔵は町議会議長であり元王子製紙第一発電所

所長、藤本岩一は農業者であった。

昭和二十二年十二月二十七日、警察官吏配置定数表が改正され、国警・自治警の人事異動が発令された。千歳町警察署は、警部補一名、巡査部長二名、巡查一一名という規模の小さな署だったが、自治警にあつては署員が二十名以下の署が半数を超えた（『道警史2』）。国警にあつても署員が二十名以下の署は半数近くとなり、警察の細分化を物語る結果となつた。

「千歳町警察署 (Chitose Police Station)」の正式発足は昭和二十三年三月七日であつたが、正式発足の後の三月十七日開催の第三回臨時町議会で署員の制服、署の位置・名称のほか職員定数などの議案を可決している。千歳町警察署誕生の慌ただしさがわかる事例である。

議案第三号

千歳町警察職員の服制に関する規則設定について

千歳町警察職員の服制については警察法第五十条の規定によつて規則を以つて定める必要があるので次の通り設定したい

昭和二十三年三月十七日 千歳町長 山崎 友吉

本町警察職員の服制については当分の間従前の北海道警察部の例による

但し警察吏員が制服を着用する場合は次に定める^{ひしやう}臂章を用いなければならない
制式

右腕上部階級章の上に千歳町名を表はした臂章を附する

附則

この規則は警察法施行の日から施行する

議案第四号

千歳町警察署の位置・名称・管轄区域及び警察職員定数条例設定について

警察法第四十八条の規定によつて本町警察署の位置・名称・管轄区域及び警察職員

定数条例次の通り設定する

昭和二十三年三月十七日 千歳町長 山崎 友吉

千歳町警察署の位置・名称・管轄区域及び警察職員定数条例

第一条 千歳町警察署は千歳町本町二丁目十二番地に置き千歳町警察署と称し千歳町の区域を管轄区域とする

第二条 千歳町内に必要地に巡査駐在所を設けることが出来るその設置については別に定める規則による

第三条 本町警察署に次の職員を置く

警察吏員

警察長（警部又は警部補）一人

巡査部長 二人

巡査 十一人

その他の職員

警察書記 一人

警察業務生 一人

第四条 警察長は警察署長を兼ねる

第五条 この条例の施行については必要なことは公安委員会がこれを定める

附則

この規則は警察法施行の日から施行する

（ルビは引用者 議案第四号修正可決条文を記載）

条例中「警察吏員」という文言があるが、国警の「警察官」に対して自治警では「警察吏員」とされた。

自治警を希望したのは、単身赴任を嫌う者、子供の教育環境上転校を望まない者、高齢の両親を抱え度重なる異動を望まない者などが多かった。

千歳町警察署長は、千歳警部補派出所の警部補村上茂治（のち市議会議長）

が警部に昇進し町警時代その任にあった。自治警は限られた人員の小さな組織であったため異動がなく、上司の退職以外に昇任の機会が得られないことから自治警を希望する警察官は少なかった。昇任機会を増すため、署長の下に次席・警部補が置かれたのは昭和二十四年度からで巡查部長の斉藤高明が就いた。斉藤は二十六年には警部に昇格している。小さな組織における士気維持の難しさが窺える。

警察吏員の制服は旧来の北海道警察部のものを流用することとし、階級章の上部に千歳町警察署独自の臂章を縫い着け他署と区別したが、階級章については広域非常事態時の指揮命令系統を明確にする必要性から国警、自治警共通のものを用いた。

千歳町警察署の庁舎と署員

千歳町警察署の所在は本町二丁目二番地にあり、従前の北海道警察部当時の千歳警部補派出所庁舎を転用したものであった。

庁舎は昭和十六年の新築当時、木造葺葺平屋建一七坪であったが、二十一年に米軍基地警備のため巡查部長一名と巡查一〇名の増員をみたことから庁舎は極端に狭隘となり、二十二年一月に木造亜鉛板葺二階建二九・五坪を増築、建坪三三・五坪、延床四六・五坪の新庁舎が完成した。

千歳町警察署となった昭和二十三年八月には警費八八万円の補助を得た。七四万円で留置場、当直室などを備えた別棟木造亜鉛板葺平屋建二四坪の増築と六坪の車庫を造り、残額で鑑識資材を購入した（のち六坪の車庫増設）。

米軍基地警備の任務は警察のほか警防団にも課せられた。昭和二十一年には常備員を二五名とし米軍兵舎警備に当たったが、二十二年八月には常備員全員が駐留軍要員に身分変更となり基地内勤務となった。

署員数の変遷をみたい。

昭和十七年撮影の千歳警部補派出所落成記念写真には警察官が三名写っている。正帽周章から写真前列中央の警察官は警部補、中列の二名は巡查と思われ。この体制で敗戦を迎えた（写真1参照）。

千歳町警察署発足時の警察吏員数は昭和二十年当時の三名に、二十一年の増員一名を加えた員数一四を踏襲したものであった。

昭和二十六年十月開催の第五回定例町議会において警察署職員定数条例の改正が行われた。二十六年四月の第四五歩兵師団の駐留によつて街には米兵があふれパンパンと呼ばれた売春婦が客引きをする荒れた状態で、やみドル、覚せい剤と進駐軍物資の不法販売に対応する観点から警察職員の定数を一四名から二五名に、その他の職員を二名から四名と大幅に増やしている。二十七年初めには第一騎兵師団が来駐し、街の状況はさらに悪化する。

昭和二十七年末をもつて千歳町警察署は廃止されるが、その時点での警察吏員は署長以下一九名で定員を割っていた。満足のいく警備体制が維持できず応援の国警警察官二〇名が派遣されていた。人口は二十三年の一萬五千人から二十七年には二萬五千人と、四年間に一万人以上増加したにもかかわらず警察吏員はわずかに五名しか増員されなかった。千歳町の苦しい台所事情を物語るものである。

千歳町警察署の運営

自治警の設置は千歳町の財政負担に大きいのしかかった。

昭和二十三年度『一般事務報告』には

八月以降町費による自治体警察の経済的運営をしてきたが、入場税の移譲だけについてみても、自治体警察を置かない村との間に甚しい遜色を見る。むしろこの制度の実施によつて自治体警察のない村は、財政的に相当大きな余裕を見せている不合理的は是正されるべきであると思はれる。

昭和二十四年三月の『第三回千歳町財政事情説明書』にも次の記述がある。

昭和二十三年七月地方財政法の制定 地方税法の全面的な改正はなされたけれどもその実情は前述の如く見るべきであつて画餅前途苦難重畳を思はせられるものであり町民各位の緊禪^{きんぜん}一番をお願ひするものであります 更にこれに拍車をかけられた如く認められるものに警察制度の改正実施による町の経済的負担と運営上の過負荷重があります(ルビ引用者)

敗戦直後の経済状況を振り返ると、日本経済は巨額な通貨発行によつてインフレーションが激化していた。昭和二十一年、政府は緊急金融措置令を發し通貨の収縮を計つたが思うような効果は得られなかつた。物価は高騰し失業者が増大、国民生活は破局に瀕した。千歳の町民税も二十二年度の一戸平均二二〇円が二十三年度には九〇〇円に跳ね上がった。二十三年にGHQはインフレを抑制するため政府に対して経済安定九原則(予算の均衡、徴税の強化、融資の制限、賃金の安定、物価の統制、貿易の統制など)の実行を指示した。さらに、二十四年にはドッジ公使を派遣してドッジプランによる緊縮財政と、シャウプ使節団を派遣してシャウプ勧告による税制の大改正が実施された。また、一ドル二三六〇円の単一為替レートが設定されたのもこの年だつた。

このような経済状況下における自治警の設置であつたので『一般事務報告』などにある表現もむべなるかなであつた。

千歳町警察署は警察吏員一四名に書記、事業生を加え一六名で構成されていたことは述べた。この警察吏員等を維持する経費が町の財政に与えた影響について考えてみたい。

昭和二十五年当時、千歳町の職員数は三役を除いて四五人、警察職員一六人、消防職員(消防自動車運転員)は四人、学校職員(公務生等)四人の六九人であつた。千歳町警察署の職員は全庁職員の四分の一を占める大きな存在となつてゐた。当時、公用車は数台で移動は自転車、事務機器は鉛筆・ペン、算盤、

印刷は謄写版(ガリ版)の時代でマンパワーが主力だつた。

昭和二十四年度千歳町歳入歳出決算書によると、決算額は四千二百二十六万円に対して警察費は三百二万円で七割、職員給と職員手当(人件費)は八百八十八万円に対して百十八万円で一三割を占めていた。自治警を維持するための費用が非常に大きな額であつたことがわかる。

一方、千歳と人口規模がほぼ同じであつた隣村恵庭は国警札幌地区警管内であつたことから一銭の警察費の支出がないという理不尽な状況であつた。

昭和二十六年度にあつては決算額九千三百万円に対して警察費は五百三十八万円、うち人件費は四百四十四万円と人件費の占める割合が急増している。なお、平衡交付金(現・地方交付税)は三百九万円であつた。

千歳町警察署が置かれていたころの千歳はどのような状態だつたのだろうか。

千歳町警察署は昭和二十三年三月七日に発足するが、二十五年六月二十五日に朝鮮半島において北鮮軍が南侵して動乱が發生、駐屯していた第七歩兵師団はすぐに出陣し九月に参戦した。代わつて米国南中部のオクラホマにおいて一五週の新兵教育を受けた州兵によつて編成された第四五歩兵師団が、二十六年四月二十七日に来駐するまでは比較的平穩な警備体制だつた。この間、八月二十五日には、同月十日に創設されたばかりの警察予備隊(National Police Reserve Force)の千歳臨時部隊が、空となった第一基地の一〇〇ビル(旧・共済病院)などを千歳臨時訓練所として三二〇〇余名が駐屯した。臨時部隊は二十六年四月十日、オクラホマ部隊に基地を明け渡すため移駐した。オクラホマ部隊の千歳駐留が決まると、米兵相手の売春空白地帯であつた千歳に全国から業者とパンパンが流れ込んできた。千歳において三二週の訓練を終えた新兵は昭和二十六年十二月から逐次、激戦の朝鮮半島に送り込まれることが決まっていた。戦死への恐怖から兵士は酒と女に享樂を求めた。州兵は常備軍ではなく、予備部隊であつたことも狂乱の一因だろうか。

この狂乱は十月二十六日から千歳・羽田間において一日一往復の暫定運航を開始した民間航空の祝賀ムードを霧散させた(十一月「正規運航」)。

昭和二十六年十二月末から翌月にかけオクラホマ部隊が出兵した基地には朝鮮半島から第一騎兵師団が帰還来駐した。騎兵師団の兵士は戦死からの解放感から、これまた酒と女におぼれ、狂乱は歯止めなく広がるばかりとなった。

米軍当局は千歳における米兵の性病問題を絶えず問題視した。これに対して千歳町がとった措置は昭和二十六年六月に、路上における顕な客引きを取締る「千歳町風紀取締条例」の施行程度であった。この千歳町風紀取締条例の効力について海保洋子は『女性史研究ほっかいどう』創刊号において「条例を作成・施行した同年の場合、違反者はたった一人しかいなかったことから考えても、まったくといって効力はなかった」と述べている。また、『北千歳駐屯地開庁四十周年記念誌』「駐屯地開設当時をふりかえって」に興味深い記述がある。昭和二十七年に保安隊千歳駐屯地が開設した翌年頃の市街の様子である。

・外出しても米軍が一万名位いた。それに売春婦が三千人位も居たというんですから大変でしたネ。ともかく川向うまで行けなかったものだ。川向うに行くのに売春



写真3 旧千歳町警察署のウィリスジープ(左端 - 消防時代) 昭和28年に千歳町消防本部広報車として払い下げられた (31年撮影 撮影場所: 旧・消防本部=現・市本庁舎交差点前 F D)

婦をかき分けかき分け行くのだが、途中大ていの人は引張られてしまっ。

・外出したら朝の4時頃まで今の夜8・9時頃のような賑やかさでしたよ。

昭和五十年七月、六月の米軍千歳基地完全閉鎖にあわせ『北海道新聞』が千歳地方版に連載した「星条旗が残したものに警察に関連した次の記述がある。

朝鮮戦争当時、千歳の犯罪発生率は金道一であった。やみドル、覚せい剤、進駐軍物資の不法販売といった特別法違反が絶えなかった。「犯罪は増えるが警察官(吏員)はなかなか増えない。ひと月に一週間ぐらしか家に帰れなかったね」と、二十七年まで千歳(町)警察署で捜査鑑識主任(巡査部長)をしていた大矢秀計さん(のち市議会議長)は語る。() 内引用者補記

当時、夕刻になると千歳町警察署の駐車場には米軍MP(憲兵)、AP(空軍警察)のジープが待機、酒に酔いいざこざを起す米兵に備えていたという。

警察法の一部改正

昭和二十六年六月十二日「警察法の一部を改正する法律」が制定された。これまで自治警を維持してきた町村においては住民投票によって警察を維持しないことが出来るというものだった。この法律の附則には警察維持に関する責任の移転に関する特例が設けられていた。

これに対して北海道公安委員会連合会、北海道自治警察協会連合協議会は、「町村警察は廃止すべきか」という小冊子を関係機関に配布し活発な反対運動を展開したと『道警史2』にある。内容を要約すると次のとおりである。

人員の少ない自治警を廃止すれば治安が強化されるというのは誤りで、廃止となれば駐在所に置き換えられてしまう。国警に編入されれば、駐在所の背後に地区警が控えているということらしいが、現状のままでもいざという時には近隣の自治警や国警に協力を求めることができる。

自治警を廃止すると住民の利便が低下する。署でなければ処理できない用件も多

い、丸々一日をつぶさなければならぬことも起こりうる。

自治警を廃止すると警察への親しみが薄くなる。任免が町村ではなくなるし、自分の地域を守る警察は自らの手で育成すべきではないか。

自治警維持の平衡交付金が十分に交付されているとはいえないが、財政上の理由で自治警を投げ出すことは地方自治の本旨に照らし本末転倒だ。

いったん自治警を廃止すれば再び維持することは困難である。どうやって置員を採用するのかなど多くの課題がある。

自治警の廃止はあくまで慎重でなければならない。

九月八日の第三回臨時町議会において警察法の改正を受け、自治警の存続についてが付議された。町長からは「財政的には廃止することによって軽減されるが、地方自治の確立その他の点からでは存続もよいと思っている。慎重に検討してこれが存廃を決定していただきたい」というものであったが、満場一致を持って自治警存続を議決した。存続理由は次のとおりであった。

地方自治固有の基本的権能である警察をようやく維持できたのにこれを返上するということはその自主性を喪失するものであり、急激なる発展途上にある本町は、町の特異性を熟知している者がその職務を執行することが望ましく、又講和後の微妙な状況等も考え合わせ、尚財政面についても平衡交付金の裏づけもありこれが完全交付を図ることによって町財政に貧困の度を加えるものではない。

(S24・10/1弘報『ちとせ』「第三回臨時町議会情報」)

自治警を維持しないことについて、昭和二十七年二月二十五・二十六日第一回定例町議会、三月十八日第一回臨時町議会において議論されたが結論を得ることはできなかった。

昭和二十七年五月十九日には改めて「町村の警察維持に関する責任移転の時期に関する特例に関する法律」が公布された。これらの特例措置は、警察維持に関して町村の意思を早急に決定付ける結果となった。

警察を維持しないと決定した町村のうち、五月三十一日までに内閣総理大臣から警察維持に関する責任移転の時期繰上げ承認を得たものは六月一日に、責任移転を行うというものであった。

千歳町住民投票と第一騎兵師団長声明

昭和二十七年十月十八日に第二回臨時町議会が開催された。議案第七号「自治体警察を維持しないことを住民の投票に付することについて」が審議された。結果は賛成一六、反対七で自治警の存廃を住民投票に付することになった。直ちに選挙管理委員会が開催され、住民投票は十月三十日と決定した。

十月二十日の広報『ちとせ』一面トップの見出しは「自治体警察存廃の『カギ』は皆様の判断でまします 住民投票一〇月三〇日と決定。」「どうして千歳町の自治体警察を維持しないことを住民の投票に付することになったか」として町長の説明を紹介している。

三、千歳町では自治体警察維持に対してどんな考えを持っていたか

(略) 理事者としては町民の負担を考えながら国で維持してもらおうことがよいとの考え方から一応町議会に提案自治体警察問題について相談申し上げたのでありますが、折角自治体に与えられた警察行政権であるから、町民のための警察として民営的運営を行ないたいと云う事と、近く市制施行になればどうしても自治警を維持しなければならぬ。又自治警に要する経費はたいした負担になっていないとの理由から存置の意見が強く、現在に至ったので御座います。

四、何故に今回廃止の賛否を住民に問うたのか

- イ、(略) 平衡交付金の交付額が年々減少されてきたこと(略)
- ロ、(略) 全国に類例をみない町柄から、警察力を大幅に増強しなければならぬ状況にありながら、現在財政の事情はこれを許さない。(略)
- ハ、結局財政に左右されて警察力が弱体となり、犯罪が増加し、町民が大変不安

な状態におかれている。

二、市になっても自治警を維持しなくともよくなった。

ホ、全国の九割近く、石狩支庁管内でも豊平町を除いて全部自治警廃止になって来ている。

千歳初の住民投票は十月三十日、全町二六カ所の投票所で行われ、当日有権者数八三〇七中投票総数四〇七六で投票率は四九・〇七割、有効投票三九九七のうち「廃止に賛成」二九・三二「廃止に反対」一〇・七五、賛成率は七三・一〇割という結果であった。昭和二十八年三月三十一日まで千歳町警察署が維持され、新年度からは国警に移管ということになった。

投票運動期間、賛成、反対両派の活発な行動が見られたが、投票日前日に第一騎兵師団長トルード少将が来庁、山崎町長に面会し「一カ月以内に今までの悪の九〇割を駆逐しなければ米兵の町内立ち入りを禁止する」という申し入れがあり警備力の弱体な町警を維持しようとする一派に大きなショックを与えた。これが「廃止に賛成」が「廃止に反対」に大差をつける結果となった。

千歳町ではトルード声明を受け警備力強化のため吉田公安委員長、山崎町長、斉藤町警次席が出札、国警警察官二〇名の応援を要請した。十一月六日には国警札幌方面から二〇名



写真4 「千歳川-夏の千歳川に集る米軍とパンパン-」[Ⓢ] 撮影場所：神社山下の川プール

の応援部隊が来千、町警の指揮下に入った。取締りは徹底的に行なわれた。米兵が街に出てこれなくては商売にならないと盛り場からはやみドルも見られなくなり、幸町四丁目グリーンベルト沿いにあったパンパンの性病検診病院¹¹道立^{さいわい}幸病院への受診率も漸増した。さらに江別保健所は千歳支所に性病取締員五名を配置し取締りを強化することとなった。

警備力を強化した結果について十一月二十一日、千歳町警察署長から町長宛に報告書『治安対策並に性病取締等について』が提出されている。警備力配置状況と取締りの成果については次のとおりである(要約)。

警備力配置状況をみると、警ら交通係は警部補一、巡查部長一、巡查二〇(応援警察官・巡查部長一、巡查二〇)で本署直轄及臨時派出所勤務とし強力な警察活動を行なった。捜査係は従来捜査主任以下三名の陣容であったが、今回の増員によって警部補一、巡查部長二、刑事二、司法内勤二に強化し未検挙犯罪の検挙並に重要盗難その他犯罪の捜査検挙に重点を置き強力に実施している。警備係は思想上最も注意を要する北鮮系朝鮮人は三三四名に達し日共との連絡もありその動向に注意を要するため部長一、巡查一を増員、三名の警備専従員を以って警備警察の万全を期している。鑑識係は犯罪に鑑識を十二分に活用するため今回巡查部長一を増員し二名の鑑識専従員がこれに当たっている。

業者に関しては、ピヤホール八六軒の従業婦二二八名、ローズクラブ組員三九八名(内オンリーハウス二五二)の従業婦八八九(内オンリー二二六)に対しては自衛検診の励行を指導するとともに、不良オンリーを名簿に登録するなど徹底した。七六五名の街娼等に対して性病取締りを行ない、二〇六名を強制検診した。

十一月十七日には国警札幌方面隊一七〇名の応援を得て闇取引の本拠地を急襲して覚せい剤アンブル三五七八本のほか、麻薬、タバコを押収した。さらに暴力傷害等の不良朝鮮人の取締りを強化し、十九日には三名を検挙送致した。

千歳町警察署の早期返上

昭和二十七年十一月十日、東京都下の国立町長と昭和町（現・昭島市の一部）長連名の「国警編入促進運動について」の六日付け文書が来簡した。

内容は六月に一部自治体が国警に編入以来、一〇月末までに全国五九町村において自治警の廃止が決定されたが、このままでは明年の三月末まで自治警を維持しなければならぬ。現在開会中の特別国会において「町村の警察維持に関する責任移転の時期に関する特別に関する法律」の改正を願い、本年中に国警移管を実現したいというものであった。趣旨に賛同の場合は、国警編入に関する請願書を送付されたいというもので、二十日にも十七日付けの「国警編入促進運動の其の後の経過について」が来簡した。

十一月十日、千歳町は町長、町議会議長連名の「住民投票の結果廃止決定の自治体警察を早急に国家警察に編入する臨時特例の制定についての陳情書」を提出した。陳情の趣旨には「本町は日本における悪の町と云はれ駐留軍からも全然信用を失っています」とあり、続く陳情の理由には千歳の置かれた状況が端的に述べられている。

本町は早くから日本に於ける警備の盲点として注目されていたのでありますが現在の人口の中に日共関係者約五〇〇名を始め、人口の外として朝鮮人五〇〇人、パン約二〇〇〇人、リンタク三五〇台、市街地建物の大半は飲食店、ビヤホール、露店、パチンコと云った状況にありましてあらゆる犯罪の要素をなしていると云われているのであります。

町警は現在十九名でありまして、署長以下不眠不休の活動をつづけていながら警備のじやく体は治安の全くを期する事が出来ず、全国的に集まりつゝある不良分子とともに犯罪事件は増大し、町民の不安は益々深刻となつて参つたのでありますが、町財政の貧困は警察職員の増強等不可能な実情でございます（略）この際国内治安の大きな立場から是非臨時特例の提案をしていただき一日も早くその責任が移

転されますようここに陳情する次第であります。

昭和二十七年十二月十六日、町村の警察維持に関する責任移転の時期に関する特別に関する法律の改正がなされた。町議会は二十六日に繰上げ移管することに同意、三十一日までに内閣総理大臣から責任移転の時期繰上げ承認を得た。

この結果、昭和二十八年一月一日、千歳町警察署は廃止され「国家地方警察北海道札幌方面千歳地区警察署」に責任移転した。

千歳地区警察署と新警察法の制定

千歳地区警察署長には警視の佐藤吉郎が、次席には千歳町警察署で同職にあつた警部斉藤高明が引き続きその任に当たつた。

組織は、署の六係（警務、捜査、防犯統計、警備、警ら交通、鑑識）に加え千歳町内においては支笏湖巡査部長駐在所、泉郷巡査駐在所であつた。さらに、これまで札幌地区警察署管内だつた恵庭町も管轄区域となり、恵庭警部補派出所（現・泉町141所在/旧道×駅通）、恵庭第一巡査駐在所（現・大町二丁目所在）、恵庭第二巡査駐在所（現・中恵庭駐在所）、島松巡査駐在所という体制になつた。

昭和二十八年五月二十一日、千歳駅前鉄道用地に千歳駅前巡査派出所が落成した。派出所は千歳駅前交番設立委員会が寄附したもので、補強ブロック構造モルタル塗垂鉛鉄板葺二



写真5 千歳駅前巡査派出所落成記念写真（昭和28年5月撮影）

階建て坪数は一七坪であった（「交番」＝俗称、H6（正式呼称）千歳駅前派出所は第二停車場線（現・中央大通）拡幅のために四十九年、駅前広場整備事業のため五十六年に改築された、現・鉄筋ブロック造二階建四五㎡）。

本署も町警時代の一九名から大幅に増員された。昭和二十八年年度、本署は署長、次席の下に警部補四、巡査部長八、巡査二八の総員四二名となり、全署員数は五七名（発足当時五一名（千歳警察署HP）、二十九年度六六名）であった。警察官の増員は、警備の弱体から不良分子によって覚せい剤、麻薬、米軍物資の横流しといった犯罪事件が増え町民を不安に陥れ、さらに、街にあふれるパンパンによる米兵の性病予防のため千歳町は「特殊貸間業等に関する特別措置条例」の制定を迫られた状況を少しでも改善するためのものだった。

昭和二十八年七月十一日には木造モルタル造二階建六三〇坪の千歳地区警察署が、東雲町四丁目の現・千歳公共職業安定所の位置に新築落成した（警察署は三十一年と四十一年に増築し七二七坪、五十六年に鉄筋コンクリート造三階建二二八㎡の現庁舎に移転、平成二十二年には軽量鉄骨造二階建二七七㎡の分庁舎を建築した）。この時点で千歳町内には本署のほか、千歳駅前巡査派出所と本町臨時巡査派出所があった。本町臨時派出所は昭和三十年実査の『千歳町市街案内図（表紙参照）』にも、旧・千歳地区警察署の位置に「本町交番」として描かれている。三十三年八月、旧・地区警の筋向い（四丁目）に本町巡査派出所として正式に開設されるが、場所が千歳飛行場入口正面であり、警察署移転に伴う基地・空港警備の空白を埋める臨時の処置だった（本町派出所は五十七年に朝日町ミニバイパス（国道36号切替）造成・拡幅工事のため改築された、現・セラミックブロック造平屋建五〇㎡）。

千歳地区警察署の新築は千歳町が旧・千歳町警察署の庁舎を将来の町の発展を考え、国警に譲渡しなかったことに原因があった。仮に譲渡して、庁舎改築の際に本町に再建されたのでは北に伸びつつある市街地の片隅に警察署が存

在することとなり、健全な市街地の発展に寄与しないとの考えからだった。

昭和二十八年には、千歳地区警察車両としてジープ一台が配備され、翌年にもジープと人員輸送用トラックが各一台増備され機動力を増した。

このように千歳町警察署は千歳地区警察署となったが、全国的に極端な分権による国警と自治警の二本立てからくる警察組織の細分化と非効率による弱体化には変化がなく不経済であることに変わりはない。

このような状況を打破するため占領政策是正の一環として新（現行）警察法が昭和二十九年六月七日の第一九国会で成立し、翌日に公布され七月一日から施行された。これによって警察組織は都道府県単位となった。また国家的事案・広域的組織犯罪の処理にあつては都道府県警察相互間の関係を有することとなった。

全道五一の地区警察署と一六市二五町の四四自治体警察署が、北海道警察本部・五方面本部六三警察署に集約された。これによって千歳地区警察署は千歳警察署となるのであるが、北海道にあつては一カ月後に昭和天皇の戦後における全国巡幸の最後となる北海道巡幸が迫り、警備の万全を期することとなった



写真6 千歳地区警察署(昭和29年頃撮影) 右側の建物は千歳保健所 31年の庁舎増築は左側にL形でなされた 次ページは署表札

(『道警史2』)。

昭和天皇御夫妻は八月七日青函鉄道連絡船洞爺丸に御乗船、機雷警戒を行なう自衛艦隊の容赦礼を受けつつ渡道、道南、道央、道東を巡られ二十二日の第九回国民体育大会夏季大会開会式(札幌・円山)に御出席、最終日となる二十三日には千歳・北栄小学校グラウンドで二万五千人の奉迎を受けられた。その後、御夫妻は千歳から羽田まで四発のダグラス式DC・6B・トウキョウ(City of Tokyo)の初めての空の旅を楽しみながら御帰京された。

巡幸警備を終えた八月三十一日、全道一斉に警察組織の切替えを行い、九月一日から名実ともに新制度による「北海道札幌方面千歳警察署」が発足した。

参考 本論掲載外の千歳市内派出所等の経緯(施設Ⅱ現況/交番ⅡH6)

空港警備派出所 空港警備警察官派出所(S38・平和(千歳空港1F北端)) ↓

移転(H4・美々(新千歳空港国内線1F南端)) ↓ 空港警備派出所(H6・所名変更) ↑ 警察官詰所(H22(国際線2F中央))

新富交番 北栄巡查派出所(S42・北信濃東9線) ↓ 新富警察官派出所(S44町名変更・新富2) ↓ 改築(信濃2・H14) ↑ コンクリートブロック造平屋建七〇㎡

向陽台交番 向陽台警察官派出所(H3・里美2) ↑ セラミックブロック造平屋建五一㎡

住吉交番 住吉交番(H7・住吉1) ↑ セラミックブロック造平屋建六八㎡

引用・参考文献

北海道警察史編集委員会『北海道警察史(二) 昭和編』 昭和四十三年 北海道警察本部

千歳市史編纂資料『昭和二十四年度諸会議』／『昭和二十四年度議会報告書その一』／『昭和二十七年諸議陳情関係(二冊ノ内二)』／『昭和二十八年議決報告書』

千歳町『千歳町弘報』／『千歳町広報』 昭和二十六年～二十九年

千歳市『千歳市史』 昭和四十四年／『増補千歳市史』 昭和五十八年／『新千歳市史通史編上巻』 平成二十二年

苦小牧市『苦小牧市史』 昭和五十一年

恵庭市『恵庭市史』 昭和五十四年

北海道庁『北海道庁公報』(巡査派出所等道庁告示・資料収集Ⅱ中村康文)

千歳町『町勢要覧ちとせ』 昭和二十六年～三十二年

梶田三男『我が人生の歩み』(自作本) 平成十四年

北千歳駐屯地開庁四十周年記念誌準備委員会『北千歳駐屯地開庁四十周年記念誌』平成四年

成四年

海保洋子「米軍基地チトセの売買春の実体と住民の動向・売春防止法施行以前を中心」

に「『女性史研究ほっかいどう』創刊号 札幌女性史研究会 平成十五年

千歳市消防創設70周年記念行事実行委員会『70周年記念「炎と纏」』千歳市消防本部

平成四年

国立国会図書館憲政資料室『対日指令集(SCAPINS)』

平成十九年PDF

『北海道新聞』／『千歳民報』

協力

恵庭市

北海道警察本部／札幌方面千歳警察署・栗山警察署

金原 知一(写真撮影・Ⓚ) 写真「」Ⅱ作品名

千歳市消防本部(写真提供、FD)

掲載写真の無断転載を禁ずる



『新千歳市史 通史編上巻』好評発売中

各分野の研究者32名と1機関の執筆による

新たな視点による「新たな千歳市史」

千歳の自然や気候、先史時代から終戦までの歴史を詳述しています。

A4判全1,026ページ、箱ケース入り、一冊3,500円

市役所総務課で販売しているほか、郵送でも購入できます。

郵送の場合、送付先（住所、氏名、電話番号）を明記し、本体代金と郵送料（道内800円、東北1,000円、そのほかの地域1,150円）を現金又は定額小為替でお送りください。

申込先は、

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市総務部総務課文書統計係



あとがき

今回、図らずも千歳が最も困難に直面した米占領軍駐留時代の史稿が二題となった。

今、市街地における米軍時代の記憶は、米兵で賑わったピアホール数軒が事務所やレストランなどに、また、ピンクのカーテンが揺れていたであろう縦長の小さな窓が並んだ「ハウス」も数棟がくたびれたアパートとして残るばかりである。

空港のまち、観光のまちとして知られる千歳に「星条旗が残した遺産」を見てみたい。

千歳には工業都市としての一面がある。一〇カ所を数える工業団地と工業系業務団地から生み出される製造品出荷額は、室蘭、苫小牧、札幌、釧路に次ぐ道内五位を誇る。「消費都市から生産都市へ」を合言葉に米軍撤退による駐留軍要員大量解雇の解決策として、昭和三十年代末に道内で初めて自治体による「工場団地」を造成したことに始まる。

二百社以上が立地しそのほとんどが操（営）業、一万人の雇用を生んでいる。工業団地の製造業は約七〇社、二千億円近い全市出荷額の九〇％以上を出荷している。地場製品の加工ではなく、空輸可能な電子部品などを造る加工組立業が多いことが特徴だ。

一方、千歳川を挟んで市役所の向かいには清水町をはじめとする飲食店街が広がっている。朝鮮動乱当時、市役所周辺の東雲町、本町に空地が少なくなり、米兵相手の飲食店は湿地帯であった清水町に流

れが堤防を越えるように押し寄せた。飲食店は米軍が撤退したあとも自衛隊の駐屯で息をつないだ。

昭和末期の商業統計によると、アルコールを提供するバー・スナック等の対人口比店舗数は、千歳が全国市区中三位だった。ちなみに一位は社用族のまち銀座がある東京都中央区、二位が嘉手納空軍基地のある沖縄県コザ（現・沖縄）であった。

また、札幌本道・室蘭街道と呼ばれていた現在の国道36号も昭和二十八年に凸凹と泥濘から道内初のアスファルト道路に改良された。夏と冬でルートを変えなければならぬという千歳・札幌間に、米軍車両を安全に走行させることも改良の一因だった。弾丸道路とも呼ばれたが弾薬を運ぶということではなく、弾丸のような速さIIアツという間に工事を終えたことに由来する。

しかし、もつと根幹な部分がある。米軍が千歳に駐留した最も大きな要因は千歳に海軍の飛行場があったからだ。当時、この飛行場を羽田をも凌ぐ一級の空港に成長させたのが米軍だった。民間航空再開時、丘珠との苛烈を極めた誘致合戦に負けていたなら現在の千歳はどうなっていたのだろうかと考えた時、恩恵の大きさにうなずかざるを得ない。

執筆者も夜の街に出かける機会は少なくはない。紫煙のなかグラスを傾けながら、先人が打ち立てた歴史と米軍が駐留した事実の上に日々を送っていることを改めて思い起こしてみたいと思った。(M)

志古津 第16号

『新千歳市史』機関誌

平成二十四年九月

発行 千歳市

〒〇六六・八六八六

北海道千歳市東雲町二丁目三四番地

編集 千歳市総務部総務課

TEL 〇一三三（二一四）三一一三三

内線 二五一・二四七

印刷 千歳印刷株式会社

北海道千歳市錦町三丁目三番地

※ 本誌の内容は、千歳市ホームページでも見るができます。

◎HP : <http://www.city.chitose.hokkaido.jp>

「メインページ」→「教育と文化」→「文化財・歴史」

◎ 志古津

検索



千葉新聞店
千栄社
文通社
三栄社

特印場
公管桂
高専技芸
清原手
水産館
広

補助住宅街
日通也
カキ示
流川橋

山崎町
押切町
土蔵丸茶屋新
中村商店
金沢商店

白生舎
ドライクリーニング
水色・染色・防虫加工
本店 津水町二丁目 電話119番
支店 中町 印刷部
白生舎のクリーニングは、洗剤を改良して洗剤の